

# 大量破壊兵器と一般市民の法的保護 (二)

藤田久一

(1) 化学・細菌学兵器使用の違法性

(1) 慣習法 (以上前号)

(2) 一般市民保護の法的保障

(1) 化学・細菌学兵器廃止の問題 (以上本号)

(2) 化学・細菌学兵器使用に対する制裁の可能性—復仇の問題

第三章 核兵器と一般市民の保護

## はしがき 目次

第一章 大量破壊兵器と一般市民の戦争法上の関係

第二章 化学・細菌学兵器と一般市民の保護

(一) 化学・細菌学兵器の性質、効果およびその使用の特徴

(二) 化学・細菌学兵器に対する一般市民保護の摸索

(三) 化学・細菌学兵器の違法性と一般市民

## (四) 条約

有効に成立した条約上化学・細菌学兵器に触れているものはいくつかあるが、そのうちとくに問題となる重要な条約は次の二つである。一つは一八九九年のハーグ第二宣言であり、他は一九二五年のジュネーヴ・ガス議定書である。その各々の規定内容や一般市民保護との関係について、それぞれの成立過程を参照しながら検討しよう。

(一) 一八九九年毒ガス禁止宣言

一八九九年の第一回ハーグ平和会議で採択された第二宣言、いわゆる毒ガス禁止宣言(正式には「窒息性または有

毒性ガスを散布する投射物に関するハーグ宣言」は、ガス使用禁止について条約上はじめて明文化したものである。この宣言の中心となる規定は次のようである。

「締約国は、窒息性または有毒性のガスを散布することを唯一の目的とする投射物の使用を禁止することに同意する。」

この文言の内容の解釈については学説上見解が大きく分れている。有力な見解はこの文言を形式的に文理解釈し禁止の範囲を極めて狭く見る。それによれば、文言中「唯一の目的とする投射物」を文字通り厳格に解釈し、それ以外のもの、つまり投射物であってもガス散布以外の目的を副次的にでも有するもの（たとえば炸裂効果による破壊作用をも有する投射物）やガス散布を唯一の目的とするが投射物以外のもの（たとえばガス放射罐、航空機からのガス散布）の使用は本宣言により禁止されていないと解釈される。さらにまたガスの種類についても區別をなし「窒息性または有毒性のガス」以外のガス（とくに刺激性ガス）の使用は禁止されていないという解釈も引き出された。

他方、次のような別の解釈もなされてきた。それは、この宣言がガス使用禁止の新しい法を創設しようとするのではなく、慣習法上すでに禁止されていることがらを確認したにすぎない、という見解である。従って、この宣言を形式的に文理解釈することによって禁止の範囲を狭めようとするのは正しくなく、宣言の精神——毒物使用禁止や必要な苦痛を与える手段の禁止と同じ理由でガス使用が禁止されること——に従うことが大切である、とみる。

このような解釈の相違が生じたのは一面では第一次大戦でのガス使用の合法・違法を引き出すためにこの宣言を利用しようとする解釈者の意図に基づいているともいえよう。しかし、この宣言の意味内容をできるかぎり正確に知るためには、その成立過程に少し立入ってみる必要がある。

第一回ハーグ平和会議において化学兵器の問題ははじめから議題に上っていただけではなかった。この問題が取り上げられる契機となったのは第一委員会第二分科（海軍）委員会（第三会合）においてロシア代表シェーヌ（Schœne）

の行なつた発言による。彼は発明の可能性ある新しい種類の爆発物の使用禁止に関する提案を行なうようロシア政府から要請を受けたと述べ、「窒息性および有毒性のガスを散布する炸薬を装填した投射物」を禁止する提案を行なつた。オーストリア・ハンガリー代表ソルティク (Soltik) とフランス代表ペポー (Péphan) は、ロシア提案によれば炸薬を装填した投射物はすべて有害なガスを含んでいるからそれらはすべて禁止されねばならなくなるだろうと発言した。このため議長 (ファン・カルネベーク (van Karnebeek)) はシェーヌの同意を得てこの提案の意味を明確化し、もっぱら窒息性ガスの散布を目的とする投射物が禁止されるのであつて、爆発の際偶然それらのガスを放出する投射物をいうのではないと答えた。そして議長は、窒息性ガスの散布を明白な目的 (but express) とする炸薬を装填した投射物の使用を禁止することと米國を除く諸國代表の賛成を得た。次にこの問題を審議した第一委員会で議長 (ベルナル (Bernard)) はとくに禁止せらるべき投射物が「窒息性または有毒性のガスを散布することを唯一の目的 (but unique) とする」ものに限られることに注意を促した。ここにおいても米國は分科委員会で示した立場を固執し、他の諸國は右の提案に賛成した。こうして全体會議 (第七會合) に提出された最終文案では「明白な目的」が「唯一の目的」となり、「炸薬を装填した投射物」が単に「投射物」という表現に換えられた。この文案は米英を除く諸國代表によつて採択された (第八會合)。

右の経過からみれば、「唯一の目的」という表現は最初のロシア提案にはなく、爆発の際偶然ガスを放出する通常の炸薬を装填した投射物を含めない意味で「明白な目的」という文言が挿入されたのが、とくに米國の反対を緩和させ全会一致を得ようとして「唯一の目的」に換えられたものであることがわかる。全体會議では「唯一の目的」の意味がそれほど問題にされたわけではなかったが、ポルトガル代表デ・マセド (De Macedo) のように、この文言の挿入により宣言の内容がほとんど空虚になることに気付きながらも、毒ガスのように重要でない問題のために全会一致問題を再燃させないためこの文言に賛成した代表もいたのである。また英國代表フィシャー (Fisher) のいうよ

うに、この宣言の起草に参加した代表の多くはこのことを十分考慮に入れていたようである。

次に、この宣言の提案理由とそれに対する米国の反対理由はいかなるものであったか。ロシア代表シェーヌは、彼の提案に反対する米国代表に答えて、窒息性ガスの投射物がもし發明されればその使用は河川に毒を投ずると同じ野蛮な行為であると反論した。またデンマーク代表デ・ビレ (De Bille) はこのような投射物が攻囲された都市に對して使用されるならば、通常の投射物よりはるかに多くの不可侵であるべき住民を殺傷することになると述べた。<sup>(9)</sup>

他方、米国代表マハン (Mahon) はすでに第一委員会第二分科委員会でロシア提案に反対して、河川に毒を投ずることと比較して毒ガスの投射物は不必要な苦痛を与えることも背信性もなく禁止されていない適法な手段であると主張し、<sup>(10)</sup> さらに第一委員会では次のようにその見解をより詳しく示した。

(1) 新兵器に對しては常にそれが野蛮であるという反対論が主張されてきたが、ついにはそれが採用されることになる。中世においては火器に對して残酷であるという非難が向けられ、ずっと後に榴弾に對してそして最近においては水雷に對して同様の非難が向けられている。窒息性ガスが非人道的なあるいは不必要に残酷な兵器であり、かつ決定的效果をもたらさない兵器であるとは思えない。(2) 平和国家であっても突然戦争を仕向けられる可能性はあるのであるから、もっと後になって有益に使用しうるかも知れない手段を尙早の決議によって奪われないことが必要である。<sup>(11)</sup>

さらにシャム代表にいたっては、問題の投射物はむしろ他の兵器よりも人道的なものと考えられるのではないかと自問しているほどである。

このように、まだ發明されていないが将来使用される可能性のあるガス投射物をめぐって、一方ではそれが河川の毒化と同じく非人道的で野蛮な手段であるという本宣言の提案理由とされた考え方があり、他方では少数ながらこれ

と正反対にガス投射物は他の通常兵器と比較してとくに野蛮な非人道的な手段ではないという見解が示され、このように両極に分れてしまっている。

右のような成立過程を考慮に入れて、前に述べたこの宣言の内容についての二つの相異なる解釈についてみると、まずこの宣言の形式的な文理解釈は、「明白な目的」から「唯一の目的」への起草上の変化の過程からもわかるように、必ずしも間違っているとはいえない。しかし、この宣言の提案がなされた理由からみれば、ガス投射物は禁止されるが、たとえば航空機からのガス散布は禁止されないという論法はこの宣言の本来の趣旨に反しているとはいえず。また使用の禁止されるガスの種類については、会議中とくに議論はなかったようであり、ガス兵器がまだ将来のものと考えられていた当時の段階からみて、「窒息性または有毒性のガス」という文言中に有害ガス一般が含まれているものと考えられていたと解すべきであろう。<sup>(12)</sup>

他方、もう一つの解釈つまりこの宣言は単に毒ガス禁止の慣習法を確認したものにすぎないという見解も、起草過程を振り返れば、そのまま受取ることにはできないように思える。すでに検討したようにガス使用禁止が慣習法として成立していることは正しいとしても（従って若干の学者のいうようにこの禁止宣言自体不必要であったと考えうる<sup>(13)</sup>としても）、会議においてはまずロシア代表がこの問題を新たな禁止規定を作成する提案として提出し、すべての代表の脳裡に慣習法としてのガス使用禁止の認識が必ずしもあったわけではなく、米代表やシヤム代表のガス人道論ともいふべき見解が主張されていたことも見落しえない。また米国を除く多くの国がこの宣言に賛成したのも、一方では「唯一の目的」という文言が考慮に入れられ、他方では総加入条項による制限が付されていたからである。ド・ラブラデル<sup>(14)</sup>やエイシンガ<sup>(15)</sup>が指摘するように、この宣言の起草者のあるものそして後の学者達はこの宣言が新たな禁止を規定したものと解釈するようになったのである。

このように毒ガス禁止宣言はまさに不幸な形式で起草されたといわれねばならず、この不適切な文言のためにその

後とくに第一次大戦においてこの宣言は死文化してしまふことになった。この大戦中のドイツ軍のガス使用は単に投射物によるだけでなくその他さまざまな方法や装置を用いて行なわれ、これらの方法や装置がガス禁止宣言の対象とならなると弁明され、また、さらにガス砲弾やガス手榴弾のごときはガス散布を唯一の目的とするものではないからこの宣言により禁止されていないと主張された。<sup>(18)</sup> 窒息性または有毒性ガスの散布を唯一の目的とする投射物は厳格に文字通り解するかぎり、この宣言の署名時にもまたその後第一次大戦中もほとんど(少なくとも一九一六年までは)存在しなかつたといえる。<sup>(19)</sup>

さらにこの宣言の死文化に拍車をかけたのは、そこに含まれている総加入条項 (Clausula si omnes) である。「本宣言は、締約国である二国またはそれ以上の数の諸国の間の戦争の場合にだけ締約国を拘束する。締約国間の戦争において、非締約国が交戦国の一方に加わるときから、本宣言は拘束力を失う。」すなわち、交戦国中一国でも宣言の締約国でない国があるときは、本宣言はたとえ締約国間でさえ適用をみないことになる。このため第一次大戦では本宣言を批准またはそれに加入していない国の参戦のときから本宣言は適用しないものとみなされた。<sup>(18)</sup> (もっとも、この宣言は慣習法の確認にすぎないという見解に立てば、ハーグ陸戦規則第二三条(a)、(e)の場合のように、総加入条項の存否に関係なくこの宣言はすべての国に適用され、むしろこの宣言中に総加入条項を挿入したこと自体が起草上不適切であつたということになる。<sup>(19)</sup> しかし、すでに述べたように、この見解は起草過程での意見の対立を考慮すれば必ずしも適切ではなく、本宣言の適用は総加入条項により排除されると考える方が自然であろう。)

最後に、本宣言の起草者達は一般市民保護の問題を意識し、また本宣言自体その保護のために何らか特別の意味をもつものであつたのだろうか。たしかに一八九九年のハーグ平和会議での戦争方法の制限に関する諸条約は古典的な戦闘員間の戦争を前提とし、戦闘員に対する害敵手段の制限に関する規則の作成を目的としたのであつて、一般市民は規定対象外にあつて保護されたものと一般に考えられていた。毒ガス禁止宣言についても例外ではない。つまり、ガ

ス散布を唯一の目的とする投射物の使用される場合の攻撃対象となるのは、戦場における敵戦闘員であると普通考えられていた。しかし、この宣言の起草の際すでにガス投射物の使用が一般市民に対して与える影響の大きさについて気付かれていたことに注意する必要がある。デ・ビレはもし将来の戦争においてガス投射物が不可侵であるべき一般市民に対して使用される場合の恐ろしさを予見しており、ファン・カルネベークも同様の発言をしている<sup>(20)</sup>。もっともこのような一般市民の蒙るであろう被害についての注意の喚起が会議の他の代表達すべての共感を呼び賛同を得たわけではない。それは当時としてはかなり将来のことと考えられ、起草者達の目にはその保護のための規制が緊急に必要な問題とは映らなかつたであろう。また、この宣言の文言中にもとくに一般市民の保護に関する何らかの配慮が払われているには思えない。もちろん、本宣言の禁止するガス投射物は戦闘員のみならず一般市民に対しても使用されてはならないことは言うまでもない。

なお、化学兵器さへまだ将来のことと考えられていたハーグ平和会議当時の段階では、細菌学兵器については全然念頭に浮かばなかつたであろうことは当然のように思える。

〔註〕

(1) たとえばリーシユによれば、この宣言は投射物として航空機から放たれるガス投下のみを禁止しており、航空機からガスを散布しまたは噴霧することは最も効果的であるにもかかわらず禁止されていなく。(E. Riesch, *L'aéronet militaire et les gaz de combat*, *Revue Générale de Droit Aérien*, 1932. pp. 311-312)

(2) たとえばクントンは刺激性ガスと窒息性ガスを区別し、後者は禁止されるが前者は許されると判断す。(Kunz, *Gaskrieg und volkerrecht*, *Zeitschrift für öffentliches Recht*, 1927. ss. 94-95.)

(3) Kroell. *La guerre aéro-chimique*, *Revue Générale de Droit Aérien*, Tome III, 1934. pp. 549-550. van Eysinga, *op. cit.*, pp. 347-348.

(4) 以下の説明は次の資料による。

*Conférence internationale de la Paix, Sommaire Générale, Deuxième Partie, Première Commission*, C.

Deuxième sous-commission. Troisième Séance (31 mai 1899). pp. 86-88.

- (5) 一四ヶ国代表は全会一致を条件にこの禁止の可能性を認めた。ただシャム代表は再考を要するとしてこの提案に留意することを宣言した。(Scott, J. B. Proceedings of the Hague Conferences, 1899, p. 296)

- (6) Conférence internationale de la Paix. Sommaire Générale, op. cit., A. Séances Plénières, septième séance, (17 juillet 1899) pp. 49-53.

- (7) Ibid, Huitième Séance (20 juillet 1899) p. 54. なお英国の反対は単に米國に同情を示すためであった。本宣言は一八九九年の會議に出席した國のうち米國、英國、ポルトガルを除くすべての國によつて批准された。英國とポルトガルは一九〇七年に加入した。本宣言批准(加入)國は次の二六ヶ國である。ドイツ、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、ブルガリア、清國、デンマーク、スウェーデン、フランス、英國、ギリシヤ、イタリヤ、日本、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ルシヤ、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、シャム、スエーデン、スイス、トルコ。(Scott, op. cit., pp. 266-268. 条約彙纂(一般國際條約集) 第二卷第一部、昭和四年三月外務省條約局、二一六一—二二〇頁)

- (8) Conférence de la Paix. Sommaire Générale, op. cit., A. Séances Plénières, Septième Séance. (17 juillet 1899) pp. 49-53.

- (9) Ibid. C. Deuxième sous-commission, Troisième séance (31 mai 1899). p. 87.

- (10) Ibid.

- (11) Scott, op. cit., p. 296.

- Fenwick W. Hollis, The Peace Conference at the Hague and its bearings on international law and policy. 1914. pp. 118-119.

- (12) 山下、前掲書、一八二頁参照。

- (13) たとえばド・ラブラデルはこの禁止は水を毒化しえないと同じく空気をも毒化しえないという共通法に由来するのであるから、テクストは不要であるとの意見を評している。(Conférence de la Paix (La Haye, 18 mai-29 juillet 1899) par la Revue Générale de Droit International Public. Compte rendu des travaux de la Conférence et appréciation critique par M. G. de La Pradelle, 1900, p. 46.)



- (14) M. G. de La Pradelle. op. cit., p. 46.
- (15) Eysinga, op. cit., p. 347.
- (16) Mérightnac et Lémonon, op. cit., pp. 150-151.  
J. W. Garner, *International law and the World War*, vol. I. 1920. pp. 277-278, pp. 284-285.
- (17) ハーグ平和会議の作業に詳しいメリニャックは一九一二年に著わした書物の中でこの第二宣言は「現在よりもむしろ将来のために起草されたのであり、しかも現時においてはそれはほとんど完全に無益なものである」と評したことによつてもうかがえるであろう。(A. Mérightnac, *Traité de Droit International Public*, Tome III. 1912. p. 254.) P. Boidin, *Les lois de la guerre et les deux conférences de La Haye* (1899-1907), 1908. p. 109. なお、山下氏(前掲書一八三頁)によると、第一次大戦におけるイギリス軍のガラス製催涙ガス手榴弾、フランス軍の臭醋酸エステル銃榴弾、初期のホスゲン弾、ドイツ軍の緑十字弾、塩化アセトフェノンガス弾はこの宣言の文言に入るといわれる。
- (18) 第一次大戦において本宣言が不適用となった時期について、コロウヴィンは一九一四年一月三日のトルコ参戦のときをあげるが(Korovin, op. cit., p. 649)、トルコは一九〇七年六月二日に本宣言を批准しており、むしろ、サンマリノの参戦(一九一五年六月三日)のときからとみるべきであろう。(山下、前掲書、一九二頁参照)
- (19) Kroell, op. cit., p. 549.
- (20) Scott, op. cit., p. 296.  
*Actes de la Première Conférence de la Paix* (一九〇七年版), *Première Partie*, p. 55. *Deuxième Partie*, pp. 8. 9. 18. 37. 64. 65.

(二) 一九二五年ジュネーブ・ガス議定書

一 一九二五年(五月四日―六月十七日) 国際連盟の召集によりジュネーブで開催された「武器、弾薬および戦用資材の国際的取引取締のための会議」(以下武器取引取締会議と略称)において採択された「窒息性、毒性またはその他のガスおよび細菌学的戦争方法の戦争における使用禁止に関する議定書」(以下ガス議定書という)は次のように規定する。

「下記の全権委員は、各々その代表政府の名において、

窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案を戦争に使用することは、文明世界の世論によって至当に非難されているので、また右の使用の禁止は、世界の国の多数を当事国とする諸条約中に声明されているので、

右の禁止が、諸国の良心および実行をひとしく拘束する国際法の一部としてあまねく採用されるため、  
次のように宣言する。

締約国は、まだ右の使用を禁止する条約の当事国となっていない限り、この禁止を受諾し、右の禁止を細菌学的戦争方法の使用に拡張することを協定し、且つ相互にこの宣言の規定に従って拘束されなければならないことを協定する。(後略)」

この有名なガス議定書は、化学・細菌学兵器の使用禁止に関する最も重要な文書といわれ、諸国家の声明や国際会議においてしばしば引用され、多くの国際法学者がこの内容を分析し、その意義を述べてきた。しかし本議定書の内容について、学説実行とも必ずしも見解が一致しているわけではない。

ここで取りあげるべき問題は、まず本議定書の性質はどのようなものかという問題すなわち慣習法の確認であるのか新しい内容を条約に盛りこんだものなのかという点、それと関連して、本議定書はいかなる範囲の化学・細菌学兵器の使用を禁止するのかという問題すなわち本議定書においてもその使用の許される化学・細菌学兵器が存在するか否かという本議定書の適用対象の範囲の問題である。さらに検討されるべき点として、本議定書の適用にいかなる条件が付せられるかという本議定書の適用限界の問題がある。

とくに見解の食違うのは、本議定書の内容は慣習法を確認したものかあるいは新しいことがらを規定するものであるかという点である。この問題は、本議定書の禁止する化学・細菌学兵器の範囲に関する解釈にも影響を与えるであ

ろうし、さらに本議定書の内容はこれに加入していない国家にも適用されるかという問題を左右することになる。<sup>(2)</sup>それゆえ、本議定書の性質を見極めるためには、まずその成立過程を注意深く追求して、この文言を採択した起草者達の意図がどこにあったかを探ってみる必要がある。

これと関連して、本議定書がいかなる範囲の化学・細菌学兵器の使用を禁止しているかという点も争いの余地を残している。本議定書の文言からは「窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案」と「細菌学的戦争方法」の使用が禁止されている。細菌学的兵器についてはいかなる種類のものであれいかなる方法によるのであれ、その使用が禁止されていることに關しては、学説の間に異論はない。それに対して、本議定書による使用の禁止される化学兵器の種類については、かなり詳しい文言にもかかわらず見解は必ずしも一致していない。もちろん「窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案」は毒ガス禁止宣言の「窒息性または有毒性のガス」という表現よりはるかに詳細で広い範囲に及び、ほとんどすべての化学兵器を含んでいるように思われる。ただ問題となるのは「その他のガス (other gases, gaz similaires)」の解釈である。つまり「その他のガス」の中には窒息性も毒性もないといわれるガス、つまり催涙ガスのようないわゆる非致死性ガスも含まれるか否かという点である。有力な見解は本議定書がすべての化学兵器の使用を禁止し「その他のガス」の中には非致死性ガスも含まれると主張する。<sup>(3)</sup> また他の見解は「その他のガス」を窒息性、毒性と類似の効果を生ずるガスと狭く解し（とくに「その他のガス」の仏文―文字通り訳せば「類似のガス」すなわち窒息性、毒性と類似の効果を生ずるガスと解釈されうる―に従って）、従って非致死性ガスはその文言中に含まれないとみる。<sup>(4)</sup> このように使用の禁止されるガスの種類については若干疑問が残されているとはいえ、禁止される化学兵器の使用方法についてはいかなる制限も付されず使用方法の如何を問わず禁止されるのであって、毒ガス禁止宣言においてみられた抜穴は補なわれている。

本議定書の性質と同じく、使用禁止される化学兵器の種類について考察するためにも、本議定書の成立過程を振り返ってみることは有益であろう。本議定書の文言に従えば、化学兵器使用禁止はすでに「世界の国の多数を当事国とする諸条約中に声明されている」のである。<sup>(5)</sup>とくに問題の「窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案」(以下「窒息性、毒性または……」と略す)という表現は一九一九年のヴェルサイユ平和条約第一七一条以来踏襲されてきたものであった。当時の化学兵器の発達段階や使用状況を考慮に入れて、右の表現がガス問題を審議した諸会議においてどのような意味に受け取られていたかを探ってみなければならぬだろう。それによって、この表現の意味内容が、催涙ガスのような非致死性ガスを除くかあるいはすべての化学兵器を含めるか、さらには核兵器のような化学・細菌学兵器以外の大量破壊兵器をも含める可能性のある意味として理解されていたかがある程度判明するであろう。

二 第一次大戦を終結させたパリ平和会議では大戦中のドイツによる毒ガス使用が糾弾され、ヴェルサイユ平和条約第一七一条によってドイツ国内における化学兵器の製造およびそのドイツへの輸入が禁止された。この禁止の前提として、第一七一条は次のような理由を示している。

「窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案の使用は禁止されているのであるから、(それらの製造および輸入はドイツにおいて厳格に禁止される。)<sup>(6)</sup>」

ここにはじめて「窒息性、毒性または……」という表現が使われた。そして右の第一七一条の文言はドイツのみならずすべての国に妥当するものとして、しかも新たな内容のものではなくてすでに存在することがらの確認として規定する形式をとっている。つまり「窒息性、毒性または……」の使用は「禁止されている」という言葉から、化学兵器使用禁止という既存の法の確認(宣言)であると考えられる。<sup>(8)</sup>ここに既存の法というのはハーグ陸戦規則第二三条(a)、(e)に示されている慣習法や毒ガス禁止宣言のことであるが、「窒息性、毒性または……」という詳しい表現方法

を用いたのは、第一次大戦中の化学兵器の急速な発達を顧みたる結果であろう。一八九九年や一九〇七年の段階ではまだ将来のものと考えられていた化学兵器が第一次大戦ではじめて大量に使用され、しかも、すでに述べたように化学工業の発展に伴ってさまざまな種類のガスやその使用方法が現われた。そこで平和会議では、大戦中のドイツのガス使用が非難されるとともに、平和条約中に化学兵器使用禁止をもう一度確認し、しかも大戦中の経験に照らしてさまざまな種類のガスおよび類似の物質をすべて含めるために「窒息性、毒性または……」という表現が考えつかれたものと思われる。従つてこの表現は包括的で第一次大戦当時知られなかつた化学兵器で後に発見されるかも知れないものをも含める意味に解される。

なお、ヴェルサイユ条約第一七一条と同じ文言は、他の諸平和条約すなわちサンジェルマン条約(対オーストリア)第一三五条、ヌイ条約(対ブルガリア)第八二条、トリアノン条約(対ハンガリア)第一一九条、セーヴル条約(対トルコ)第一七六条にも各条文中「ドイツ」のかわりにそれぞれ対応する国を当嵌めて使用されている。

右の諸平和条約を批准した多数の国はヴェルサイユ条約第一七一条に示された一般的な化学兵器使用禁止確認の文言を認めたことになる。なお、第一次大戦中の「主要な同盟及び連合国」のうち米國はヴェルサイユ条約の批准が上院により拒否されたため、改めてドイツとの間に一九二一年ベルリン平和条約を締結したが、その第二条はヴェルサイユ条約から引き継ぐ条文として第五部の第一節(その中に第一七一条も含まれる)を掲げている<sup>(10)</sup>。かつて毒ガス禁止宣言に強固に反対した米國が対独平和条約中に化学兵器使用禁止確認の文言を含めたことはこの文言がドイツでの化学兵器の製造などの禁止のための前提とみなされたものにすぎないといえ興味深い。

三 一九二二年ワシントンで締結された「潜水艦および毒ガスに関する五國条約」(以下ワシントン条約という)第五条にも、「窒息性、毒性または……」の表現が使用されている。

「窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案を戦争に使用することは、文明世

界の世論によって至当に非難されているので、また右使用の禁止は、文明国の多数を当事国とする諸条約中に声明されているので、

右禁止が、諸国の良心および実行をひとしく拘束する国際法の一部としてあまねく採用されるため、署名国は右禁止に同意することを声明し、相互に拘束されなければならないことを協定し、且つすべて他の文明国に対し本取極に加入するよう勧誘する。」

この文案は、ワシントン会議の第十六回軍備制限委員会で米國代表ルート (Root) がヴェルサイユ条約第一七一条を基礎とする決議案として提出したものであった。<sup>(11)</sup> そしてこの文案が軍備制限委員会で全く反対なく他の諸國 (伊、仏、英、日) によって認められ、全体会議でも全会一致で採択された。<sup>(12)</sup>

右の第五条の文言はガス議定書とほぼ同様のものであるから、この会議でこの文言にどのような意味があるものと考えられたかを考察することはガス議定書の解釈にとってきわめて重要である。

軍備制限委員会の討議では、ルート自身は諸國の一致を得るために、ヴェルサイユ条約その他の平和条約の文言をとり出して、毒ガス使用禁止の宣言は二度のハーグ會議で採択された事前の規則の声明であると理解し、この使用禁止を會議に出席しているすべての國の宣言として示すためにこの決議案を作成したと述べている。<sup>(13)</sup> ルート案の文言に關して註釈めいた発言はほとんどなく、ただ英國代表バルフォア (Balfour) もルート案が國際法上すでに認められている原則を再確認したものであり、しかも、この既存の原則を繰返すことは無意味ではなく人類の良心に毒ガスは文明世界が許しうる戦争方法ではないことを痛感させればその使用を思い止まらせることに大いに役立つと述べた。<sup>(14)</sup> だから第五条起草の意図は従来のガス禁止理由を再確認することであつたことはわかるが、この文案をめぐる討議そのものからは文言の解釈 (とくにすべての化学兵器の使用が禁止されるか否か) は引き出せない。しかし、この文案は突如思い付かれたものではなく、この會議をリードした米國の主張を採り入れて条文の形にまとめるために工夫さ

れたものであった。そのことは、この会議の当初設置された毒ガス分科委員会に討議の基礎として提出された米國代表団諮問委員会 (Advisory Committee of the American Delegation) の報告と米國海軍將官會議 (General Board of the U. S. Navy) の報告が毒ガス問題に関する米國の見解を示し、それを尊重して最後にルートの提出した決議案が第五条になったことを考慮すれば明らかであろう。従つてこの二つの報告書中に述べられている内容が第五条の文言を解釈する際の重要な手懸りとなる。

米國代表団諮問委員会の報告書の内容は次のようである。

同委員会は、第一次大戰末には有毒性ガスの使用が一般的になり、大戰中の有毒性でないガスの使用による死亡率は他の兵器の使用によるそれよりも低いことは認めるけれども、この新しい戦争方法の使用がいかなる形であれ許されるなら、それを現実に制限することはできないと考ふる。

毒ガスがもし航空機から都市に投下されるなら、その使用の恐るべき結果は想像を絶する。もし致死性ガスが爆弾に使用され、人口の密集した無防衛の都市、町、村に対して一般市民を攪乱する以外のはっきりした理由もなしに投下されるなら、過去何世紀もの間に蓄積されてきたすべてのものが、たとえ破壊されずとも脅かされ、永続的かつ重大な損害が財産にくわえられるのみならず、その國の多くの部分の人々を絶滅させることになるであらう。

同委員会は、米國の良心が建設よりもむしろ破壊のための科学的発見の野蛮な利用によって深く衝撃を受けたと考ふる。技術専門家の主張がどのようなものであれ、米國代表が化学戦の全面的廃止—陸軍、海軍を問わず、また戦闘員に対してであれ非戦闘員に対してであれ—を主張しえないならば、米國民の良心を表明するという彼らの義務を果しえないことになると、委員会は考ふる。米國がこの立場を主張するとしてもそれは弱さの証拠ではなくて雅量を示すものである。技術者の科学知識と物的資源のために実際に化学戦を行なう裝備を米國以上に整えている國はおそらく存在しない。

同委員会は次のような決議を採択し、軍備制限會議の米國代表団に伝えた。「有毒であると否とを問わず、ガス使用を含む化学戦は國際協定により禁止さるべきであり、かつ、井泉の毒化、病原菌の投入のような不正な戦争方法および近代戦の下での呪うべ

き他の方法と同様のものとして分類されねばならない。<sup>(15)</sup>

また米國海軍將官會議の報告は「ガス戦争は禁止されるべきか」という質問に肯定的に答え、つづいて次のようにコメントしている。

一、米國の資源と科学的發達は効果的なガス戦争を行ない、特別のガスの供給を確實にする能力において諸國中第一列に位するけれども、もしガス戦争が廢止されるなら、米國はその實質的利益を放棄する。ガスの兵器としての使用の効果性がはっきり証明されてきたとしても、ガス戦争の廢止は米國の世論である。

二、近代戰の規則の傾向は、不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止する方向に向う。ダムダム弾や炸烈弾はよく知られている例である。この一般原則に従えば、不必要な苦痛を与えるガスは禁止されるべきである。

三、ガス戦争は従來のいかなる方法とも異なつた性質をもつ。つまり、ガスは特定の目標に向けられるけれども、その破壊的效果はその目標に限定されず、交戦者の制禦を超えて、広大な地域にわたつて無辜の人々の犠牲を伴なう。この特殊性のために致死効果のあるガスの使用は禁止されねばならない。なぜなら、全く正当な目標である戦闘員のみならず、多くの非戦闘員が犠牲者となるからである。

四、戦争における二原則、すなわち(一)戦闘員の殺傷における不必要な苦痛は避けねばならない、(二)無辜な非戦闘員を殺傷してはならない、という二原則は、百年以上にわたつて文明世界に受け入れられてきた。戦争におけるガスの使用はこの二原則を犯すかぎり、それは世界大戰中の若干の時期に使用されたけれども、今日ほとんど普遍的に禁止されている。

五、たとえば催涙ガスのような若干のガスは右にあげた二原則を犯さずに使用されることができよう。このような性質の他のガスもおそらく発明されるであろう。しかし、致死性ガスや不必要な苦痛を与えるガスとただ一時的に無能力にするガスとの間に明瞭かつ決定的な境界線を引くことはきわめて困難であろう。今日存在するガスのうち若干のガスの属する種類に関してたしかに意見の相違がある。さらにこれらのガスの散布は實際に制禦を超え、そしてたとえそれが死または永続的無能力の効果を生ぜしめないとしても、多くの非戦闘員が戦争の苦痛を蒙むことになるう。



六、将官會議は、ガス戦争における不必要な苦痛を避けるためにガスをはっきりと制限すること、そして婦女子を含む非戦闘員の無事な人々の苦痛や殺傷の可能性を避ける規則を強制することには多くの困難のあることを予知している。ガス戦争は文明の存在自身を危険に陥れるような効果を生ずる恐れがある。

七、将官會議はガス戦争をあらゆる形であらゆる対象に対して禁止することが健全な方策であると信じ、それを勧める。<sup>(16)</sup>

この二つの報告書に示されている米国のガス使用に関する見解は次のように要約できよう。

毒ガス使用は、不必要な苦痛を与えてはならず平和的一般市民を侵害してはならないという二原則に反するかぎり、今日普遍的に（慣習法として）禁止されている。致死性ガスは一般に右の原則に反するから（とくに制禦しえない方法で拡散するというガスの特別の性質により一般市民に犠牲を強いるから）禁止されている。催涙ガスのような非致死性ガスは右の原則にそれ自体反するものではないが、実際の使用の際他のガスと区別することは困難で、またガスの特性である制禦しえない拡散によって一般市民に被害を及ぼす危険性があるから、すべてのガスはいかなる方法によってもいかなる対象に対しても使用を禁止さるべきである。これが米国の世論であり、文明を危険に陥れないためにも必要である。

このようにワシントン会議での米国の主張ははっきりとすべてのガスのあらゆる方法によるあらゆる対象に対する使用の禁止である。（もっとも致死性ガスについてはすでにその性質上慣習法により禁止されているとするが、非致死性ガスについてはその使用に伴って生ずる危険性を考慮して禁止さるべきであるとして両者の禁止の理由を区別している点に注意すべしであろう。）米国は、一九二一年の対独ベルリン平和条約でガス戦争禁止の態度を示したことはすでに述べたが、このワシントン会議ではその態度を積極的に釈明し、この問題に関して他の諸国にその模範を示すまでになった。そして右の二報告書の中で顕著なことは将来の戦争においてガス使用により一般市民の蒙る被害に対する懸念がすべてのガス使用禁止の最も重要な理由と考えられている点である。

なお、軍備制限委員会に再び右の二報告書が提出される前に、同委員会に提出された毒ガス分科委員会の報告書は同分科委員会を構成する五ヶ国の「いく分一致した」見解としていくつかの点を挙げているが、それによると毒ガス使用に関して米国の二報告書の趣旨とはかなり異なった見方がなされている。ガス分科委員会報告書は戦用ガスの兵器としての効果に着目し、ガスを他の兵器と区別して特別にその使用禁止、制限を規定することに反対し、高性炸薬やその他の戦争遂行手段と同じ方法でガス使用の制限を課すことができる（もともと「それは可能であるが、より困難を伴なう」とした。その制限については、ガスの種類やその人体に対する効果は制限の基礎とせず、高性炸薬と同じく都市や非戦闘員その他の大集団に対するガス使用の全禁——しかし陸海を問わず敵の軍隊に対する使用制限はできない——を主張した。もともと、これらの点についてはすべての代表の同意を得たのではなく、当時ガス戦争の準備の進んでいた、従ってガスにより通曉している米英仏の代表の賛成を得たが、日伊の代表はそれに反対した。<sup>18</sup>

ところが、分科委員会報告書に続いて米国の二報告書が軍備制限委員会で発表されると、米国外代表は分科委員会報告書の諸結論にも拘わらず、米国際委員会の忠告などによって窒息性または毒性ガスの使用の完全禁止の勧告を表明するの必要を感じ、すでにみたルート決議案を提出したのである。そしてこの決議案が分科委員会報告書を排してすべての代表の賛成を得て採択された。従って、米国の二報告書に示されている見解がはじめからすべての代表の共鳴を得ていたと言いつれず、むしろルートがその決議案提出の際に説明したように、その決議案の文言がヴェルサイユ条約第一七一条その他の平和条約に示されている毒ガス使用禁止宣言——それは事前の規則——を表わすために同様の文言を使用したと考えられたがゆえに、すべての国の代表の賛成を得ることができたと見る方が妥当であろう。だから諸国代表の脳裏には「窒息性、毒性または……」という表現がガス使用禁止の原則を宣言する確立した形式として理解されており、また、この原則がすでに法として確立したものであるとの認識はあったと見てよいであろう。ただ米国を除く諸国代表がこの原則中にすべての化学兵器が含まれると考えられていたかどうかは明らかではないが、

少なくとも第五条の基礎となった米国の二報告書の見解から判断するかぎり、催涙ガスのような非致死性ガスも含めたあらゆるガスの使用禁止を意味するものと解してよいであろう。もっとも二報告書でも、すでに述べたように、非致死性ガスについてはその使用が慣習法上禁止されるといっているのではなく、ガスそのものの性質から使用者の制御を超えて拡散しその結果一般市民にも被害を与える可能性を予見して、非致死性ガスもすべて禁止さるべきだとしているのである。だからワシントン条約第五条の「窒息性、毒性または……」の表現がすべてのガスを含む結果、「右禁止が、諸国の良心および実行をひとしく拘束する国際法の一部としてあまねく採用されるため」という表現は、非致死性ガスについてはこれまでは明確ではなかったが、これからは禁止されるのであるという認識から用いられたものと解釈することができる。学者<sup>(19)</sup>の中には、ヴェルサイユ条約第一七一条などではすでにガス使用が禁止されているという禁止確認の表現がはっきり用いられているのに対して、ワシントン条約第五条が右のように禁止確認の表現ではなく現在または将来に向って使用禁止が国際法の一部となるべきような表現を使っていることに不満を表明するものもあるが、ワシントン条約第五条の成立過程からみて「国際法の一部として……」の表現をわれわれのように解せば必ずしも不都合ではなくまたヴェルサイユ条約などで示された禁止の確認の意味と矛盾するものではないと思う。

このワシントン条約は米日伊が続いて批准手続を完了したにも拘わらずフランスが批准せず、そのため同条約第六<sup>(20)</sup>条の規定により発効するには至らなかったが、フランスの批准拒否は第五条に同意しないためでは何らなく（それどころか、ルート決議案審議の際にもフランス代表サロー（Saraut）はその決議案に十分かつ率直な賛意を示している<sup>(21)</sup>）、全然別の理由（潜水艦に関する規定に不服<sup>(22)</sup>）によるものであった。だから、この条約は成立しなかったとはいえ、第五条の内容に五ヶ国が同意したことは疑いえない。従ってリーシュの言うように、「ワシントン条約の拒否は、戦用ガスが文明世界の一般世論によって禁止されていると信ずるのは誤りであることを証明している<sup>(23)</sup>」ということはできない。むしろ第五条の文言が一般に既存のガス使用禁止の確認を示すものであるから、条約の不成立によって五

ケ国は第五条の内容の遵守を免れることにはならない、といった方が適切であろう。

この第五条は以後、アメリカ大陸の諸国に大きな反響を及ぼし、<sup>(2)</sup>また国際連盟での毒ガス問題の検討を活発化させ、一九二五年にはガス議定書となって今度は有効に成立するに至るのである。

四 以上に検討したように、ガス議定書の「窒息性、毒性または……」という常套句の用いられた過程を顧れば、この文言は既存のガス使用禁止の確認を示すものとしてまたその文言中にすべての化学兵器を含めるものとして理解されていることが明らかとなった。そこで次に、このガス議定書を作成することになる一九二五年の武器取引取締会議でのガス兵器問題を検討しよう。

この問題の取扱いについては、この会議で容易に見解の一致を見ずガスに関する条約の成立が危ぶまれたが、最後に米國代表バートン (Burton) の提案 (米國第三次提案) が大勢を獲得し、ガス議定書として成立した。バートンは、化学兵器使用禁止問題をめぐる会議のデッドロックを救うため、それまでに提出されていた諸提案に示されている措置よりはるかに有効で迅速な措置をとることが望ましいと考え、四十数ヶ国の代表の参加しているこの機会にワシントン条約第五条を精神とする一決議を作りあげることが望ましいと希望した。従って結果的にはワシントン条約第五条とはほぼ同一の文言を採り入れてそれを確認するということになった。会議ではこの議定書の文言や内容の性質についての議論はあまりなく、そのためにわれわれがすでに分析したヴェルサイユ条約やワシントン条約中の同様の文言の意味が大いに参考となるのであるが、それ以外にもこの会議でのバートン提案の成立過程をみることはこの提案に対する諸國代表の見方や反応を知るうえで必要であろう。

ただこれを検討するにあたって注意せねばならないことは、この会議はもともと国際連盟の軍備縮少臨時混合委員会の作成した「武器取引取締に関する条約案」を審議するために召集された会議であるから、会議の席上ガス問題が提起されるまではこの問題は諸國代表の予想していなかったことであり、もちろん毒ガスに関する条約作成の準備も

全然なされていなかったことである。従つてこの會議が果して武器取引取締と直接には関係のないガス使用禁止の問題を取扱いかどうかという点さえ争われた。さらにこの會議本来の目的からして毒ガスの取引取締（輸出禁止）という面からのアプローチが軸となつて、その使用禁止問題に發展して行くのである。右の諸点に注意しながら會議でのガス問題の動向を探つてみよう。<sup>(25)</sup>

ここでも米国代表が毒ガス問題について積極的に提案し會議をリードした。まず米国代表バートンが一般委員会で毒ガス輸出禁止に關する二つの提案を行ない、そのいずれかを武器取引取締条約中に挿入することを要求した。この二提案とも化学兵器使用はすでに禁止されているという前提に立ち、従つてそのような物質の輸出や取引を禁止しようとするものであつたが、あるいはその前提となるガス使用禁止を示す文言としてあるいは輸出禁止の内容として「窒息性、毒性または……」の表現が使用されていることに注意する必要がある。<sup>(26)</sup> このことは米国が右の常套句に示されている内容のガス使用禁止はすでに國際法上確立したものと諒解していることを意味しよう。この米国提案はポーランド提案（右輸出禁止は細菌学兵器にも及ぶべきだという内容）とハンガリー提案（右輸出禁止中より防護資材の輸出は除くべきであるという内容）を含めて法律委員会と軍事委員会に付せられた。この段階ではガス使用禁止は前提とされているとはいへ、このこと自体につき何らかの規定を条約中に挿入することは問題にされておらず、ただ輸出禁止の規制が提起されているにすぎない。

法律家委員会の報告は次の事項を示唆するに止まつた。<sup>(27)</sup> (1) 武器取引取締条約中の一条において毒ガスを禁ずること、(2) 最終議定書または独立の文書で毒ガス使用が國際法により禁止されている旨宣言すること、(3) 条約中の適当な条文で、毒ガスの使用が國際法により禁止されている旨の一文を挿入すること、(4) 毒ガス防護資材を輸出禁止中より除外すること。このうち(1)～(3)は毒ガス使用禁止（の確認）を何らかの形でこの會議の採択する条約中に挿入することを示したもので、ここにこの會議ではじめてガス使用禁止規定そのものの挿入の問題が示唆された。

次に軍事委員会は、右の法律委員会報告に示された四つの示唆と米国代表団声明（毒ガス輸出禁止規定を含む点では前の米国提案と変りはないが、会議のプログラムを考慮するという理由で毒ガス使用禁止の文言を削除）を討議の基礎とした。ここでも多くの提案が出され、最後にポーランド、英国、イタリア三国共同提案が採択され、この共同提案に基づいてマリニス（de Marinis）により軍事委員会報告が作成された。その要点を示せば、(1) 化学・細菌学兵器輸出の禁止は多くの場合実際上不可能であつて、すべての国が化学戦および細菌学戦の放棄を約束しなければ効果がない。(2) 化学戦禁止のような政治的に重大な問題は近く招請せられすべての国が代表を派遣する特別会議で審議すべきである。このようにマリニス報告は輸出禁止問題の規制を不可能として、この会議で元來問題の軸とされたきた取引取締問題を離れ、また使用禁止問題の規制も別の会議に委ねこの会議では取扱わないことを示唆している。右の二委員会に続いて一般委員会でも化学戦問題が再審議されたが、軍事委員会の報告と同様の内容の「化学・細菌学戦に関する一般報告書」とスイス提案とが討議の基礎として示された。スイス（第二次）提案は、すでに軍事委員会でスイスが提出したもの（第一次提案）と同様に、化学兵器使用禁止は既存の国際法規であるという前提に立っている。

この一般委員会での討議は大体次のような二つの傾向に分れたといえる。一つはスイス代表ローネスがスイス提案説明において示した見解であり、もう一つはイタリア代表マリニスが軍事委員会報告に沿って述べた見解である。後者の見解は軍事委員会報告の要点としてすでに述べたので、前者の見解だけを見ておこう。

ローネスは化学兵器使用禁止が既存の国際法規則であり、従つて本会議でそれを確認することは会議の権限を逸脱するものではないと考える。すなわち、本会議は武器取引取締会議であるから新しい戦時国際法を作成することはできない。しかし、すべて国際会議は既存の国際法規則に基づいて取極を結ぶ権利を有し、このような既存の原則の拘束力を再確認することは本会議の権限であるのみならず義務でもある。なぜなら本会議の目的から考えて「国際法に

より禁止せられたる」兵器を詳細に規定することは望ましいことであるから。

右の二つの傾向が平行線をたどり、それを打開するために米国の第三次提案つまり先に述べたようにワシントン条約第五条を骨子とする特別議定書の作成を求めるバートン提案が出された。このバートン提案が大勢を占め、スイス代表もイタリア代表もそれに反対せず、結局ガス議定書として採択されることになった。

だから、ガス議定書の成立は、バートンの述べたように多数の国の代表の集まっている本会議でとにかくガス使用禁止を宣言としてまとめるという努力の結果である。そして注意すべきことは、イタリアなどがガス使用禁止の条約を本会議で作成することに反対したとはいえ、それは本会議の性質を考慮してのことであり、化学兵器使用がすでに禁止されているあるいは少なくとも禁止さるべきであるという点では何ら異論はなかったのである。従って、成立したガス議定書の内容について諸国代表間に異論があったようににはほとんど思えない。最後のバートン提案はワシントン条約第五条を基礎とすることを主張しているが、すでに指摘したように米国の最初の提案で化学兵器の使用禁止を確認する意味での同様の文言が用いられており、その意味でもバートン提案は既存の法原則を確認するものとして提出されたといえよう。バートン提案は形式的にはスイスとイタリアの対立した見解を妥協させるために出されたもののように見えるが、内容的にはスイスの見解と同じようなものであった。このように解すれば、ガス議定書の内容はスイス代表が本会議で述べたように化学戦の禁止を既存の国際法の原則として確認する性質のものであり何ら新しい内容の規定を国際法として導入しようとしたのではないといえる。またガス議定書により使用の禁止される化学兵器の範囲も、会議ではそれを制限するような議論は全然なく問題にならなかったことからみても、従来から「窒息性、毒性または……」の表現に与えられている意味と異なるものではないと判断しなければならない。従って、ガス議定書の「窒息性、毒性または……」の文言にはワシントン条約第五条で示されたと同じようにすべての化学兵器（ただ催涙ガスなどの非致死性ガスが慣習法上禁止されているかは若干疑問だが、右の文言はそれをも含めるとみるべきで

あろう)が含まれると見なければならぬ。

同じくガス議定書によって使用の禁止される「細菌学的戦争方法」については、ヴェルサイユ条約第一七一条やワシントン条約第五条に規定のない新しい文言ではあるが、これは新しい内容の国際法規則の創設を意味するのではなくして、すでに慣習法のところで述べたように慣習法上確立している細菌学兵器使用禁止を確認する意味で挿入されたと解すべきである。このことは武器取引取締会議において細菌学兵器の禁止をもガス議定書に含めるべきことを説いたポーランド代表の発言からもうかがうことができる。<sup>23)</sup>しかも単純卒直に「細菌学的戦争方法」に禁止を拡張すると述べていることから見ても、何らかの口実によりある種の細菌学兵器をある特殊な方法で使用しようとする意図を完全に封じ、あらゆる細菌学兵器のあらゆる方法による使用が禁止されている(これは化学兵器の使用禁止以上に慣習法上はっきり確立している)ことを意味すると見るべきであろう。

右のように武器取引取締会議でのガス議定書成立過程を検討した結果、この議定書の内容が既存の国際法(条約であれ慣習法であれ)を再確認したものであり、化学兵器の場合「窒息性、毒性または……」という表現上若干疑問が残るとはいえ、すべての化学・細菌学兵器のあらゆる方法による使用が禁止されていることを示すものであるといえよう。また単に厳格な意味の化学・細菌学兵器にかぎらず、それと同等またはそれ以上の非人道的効果をもつ他の大量破壊兵器(その代表的なものは核兵器)は慣習法上、従って本議定書によってその使用が禁止されることを否定すべき理由はないように思える。本議定書の文言から見てもすべてのガスのほか「類似の液体、材料または考案」という表現中には当時すでに発見されていたもののみならず、将来発見されるであろうもの(ガスにかぎらない)も含まれると見なければならぬ。(なお、この点は後に核兵器の性質・効果を明らかにしてから、本議定書の内容が核兵器にも適用されるものかどうかを詳しく論ずるであろう)。

ところで、このガス議定書の適用にはまだ若干問題が残っている。はじめに述べたように、それはこの適用にいか



なる条件あるいは制限が付されているかという点である。<sup>(30)</sup>

本議定書には毒ガス禁止宣言のような総加入条項は付されておらず、そのかわり締約国は「相互に (between themselves, entre elles) この宣言の規定に従って拘束されなければならない」といういわゆる相互拘束条項を採用している。この規定の表現方法はやや明確さを欠く<sup>(31)</sup>とはいえ、その意味するところは本議定書の非締約国が参戦した場合にも締約国相互間においてはなお本議定書は拘束力をもつと考えられ、締約国はそれを遵守しなければならないということである。従って一国でも非締約国が参戦すれば締約国相互間においても条約の拘束力を失わしめる総加入条項に比べれば、相互拘束条項は条約適用の制限される場合を少なくするという点でたしかに一歩前進しているが、この場合でも締約国と非締約国間には議定書の適用はないことになる。

さらに適用制限について問題になるのは、ガス議定書の批准または加入に際してかなりの国によって付せられた留保条項である。留保条項の多くは本議定書を最初に批准したフランスのそれと同様または類似の内容を含んでいる。因みにフランスの留保条項は次のようである。

(1) 本議定書は、それに署名または批准した国あるいはそれに加入する国に対してのみフランス共和国政府を拘束する。

(2) 本議定書は、いかなる敵国であれその軍隊またはその同盟国が本議定書の規定する禁止を尊重しない場合には、そのことから当然にその敵国に対してフランス共和国政府を拘束しなくなる。<sup>(32)</sup>

右の留保条項の第一項は単に相互拘束条項を確認したものにすぎないと考えられるからとくに問題はない。<sup>(33)</sup>

その第二項については、敵国軍隊または敵の同盟国（の軍隊）の化学・細菌学兵器使用に対して、フランス（フランスと同様の留保をした国についても同じこと。以下同様）も同様の兵器で対抗するという復仇の権利を留保しているように見える。復仇については後に触れるが、ただここで問題なのは敵の同盟国の本議定書違反つまり化学・細菌

学兵器使用に対して、フランスは本議定書に違反していない敵国との関係においても本議定書の拘束を免れるとして  
いる点である。敵国が本議定書の締約国であるとき、それは本議定書の認める相互拘束条項の趣旨に反し、また復仇  
としても問題を生じよう。この意味で留保条項第二項は本議定書の効果を損なう恐れのあるものである。

なお、右のような留保がはたして法的効果をもつかという点について若干疑問は残る。条約のある締約国が一方的  
に行なった留保に他の締約国がその意思に反して拘束されることはないからである。<sup>34</sup> ガス議定書に付せられた留保は  
批准または加入に際してなされたのであるから他の署名国の事前の諒解を得ていないが、留保の申出の時期について  
は定まった規則はなく、また本議定書を最初に批准したフランスの留保を他の署名国は知りながら異議を述べず、同  
様の留保を付してまたは付さずに批准しているのだから、黙示的同意が与えられたものと解しうる。

右の留保（第二項）の内容はいわば復仇権に関するものであるから、それが許されるかどうかは復仇の一般的許容  
性の検討によって明らかにされよう。ただ右の留保も相手国（締約国）が本議定書の禁止規定に違反しないかぎり、  
この議定書に自国も拘束されることを認めていることについては変りはないのであって、化学・細菌学兵器使用禁止  
という議定書の内容そのものに対する留保ではない点に注意しておく必要がある。

このようにガス議定書は相互拘束条項や締約国の付した留保によって、その適用はかなり条件づけられ制限される  
ことになるはずである。しかし、すでに述べたように本議定書の内容は化学・細菌学兵器使用禁止の慣習法を宣言し  
たものとみられるから、議定書の締約国と非締約国間にも、敵国の同盟国による化学・細菌学兵器使用の場合の敵国  
とその国（先の第二項のような留保をした国）との間においても、要するにすべての国の間において本議定書と同様  
の内容の慣習法が適用あることは言うまでもない。従って相互拘束条項や留保にも拘わらず、議定書の内容は慣習法  
としてはすべての国に適用されるということに注意しなければならない。だから論理的には本議定書を批准しまたは  
それに加入するか否かの問題は重要性のないもののように見える。しかし、すでに述べたように慣習法の法典化が望

ましいことは言うまでもなく、また事実上は本議定書の批准・加入はその国が本議定書に規定されるような内容の化学・細菌学兵器使用禁止（の慣習法）を尊重してはつきり示すものとして重要性をもつ。本議定書には二十八ヶ国が署名し<sup>(35)</sup>一九二八年二月八日に発効したが、それを批准またはそれに加入した国は一九二六年五月九日に批准したフランスを筆頭に漸次増加し、一九三二年迄に三十三ヶ国<sup>(36)</sup>、一九六七年九月一日現在五十八ヶ国<sup>(37)</sup>に達している。なお、第一次大戦後化学兵器についての主要国となりつつあった米國と日本が本議定書を批准していないことに注意しなければならぬ。（後述）

結局、ガス議定書はその適用上のさまざまな条件や制限にも拘わらず、「窒息性、毒性または……」、「細菌学的戦争方法」という文言によってすべての化学・細菌学兵器のあらゆる方法での使用を禁止した慣習法を宣言する意味をもつ有効な条約として、戦争法規の歴史に一つのエポックを画するものとなった。議定書以後幾度か繰返された化学・細菌学戦禁止をさらに明確に完全な形で規定しようとする試みや化学・細菌学軍縮が失敗に帰したこと（そして結局、ガス議定書の未批准国による批准が今日まで何度も要求されていること）、さらに諸国によるガス議定書の内容の遵守の実行とその違反とみられる事態に対する抗議の強さに示される国際実行に照らしてみれば、ガス議定書の重要性がはつきり感じられる。

とはいえ、ガス議定書以後の化学・細菌学戦禁止の明確化や化学・細菌学軍縮の試みは無意味であったことを意味するのではない。それどころか、軍備縮少会議準備委員会や軍備縮少会議に提出された諸提案やそれらをめぐる討議は、慣習法の明文化としてのその規定の仕方が必ずしも完全ではないガス議定書の明らかにしなかつた点を明確にし、議定書に欠けている点を補なうという作業に多くの努力が払われたことを示している。従つてそのような提案や討議をここで再検討することは、ガス議定書の文言の意味やその限界を認識し、またこの問題に対する諸国の態度を知るためにも必要不可欠である。

〔註〕

- (1) 田畑・高林編「國際條約・資料集」所収の訳によつた。なお原文は 'League of Nations, Official Journal, August 1925, pp. 1158-1159.
- (2) たゞえば、シユヴァルツェンバーガーはガス議定書に含まれる化学・細菌学戦争の禁止は慣習國際法の單なる宣言であり、すべての國家を等しく拘束するからこの議定書の當事國であるか否かは重要ではないといふ。(Schwarzenberger, *The legality of nuclear weapons*, 1958, p. 38)  
この反對と稱される見解は、たゞえば米國陸戰提要 (*The Law of Land Warfare*, FM 27-10. Department of the Army Field Manual pp. 17-18.) 参照。
- (3) Spaight, *Air Power and War Rights*, 3rd ed. 1952. p. 190 cf. Schwarzenberger, op. cit., p. 38.
- (4) 信夫淳平、「戰時國際法講義」第二卷四二二—四二四頁。
- (5) 信夫博士は、議定書のいう「諸條約」は事實存在しなかつたといわれる(信夫、前掲書第二卷四二五頁)。しかし、後に述べるように、ヴェルサイユ條約第一七一条(その他の諸平和條約該當條文)は敗戰國に対する義務を課す前提として化学兵器使用禁止を掲げ、これは敗戰國のみならず條約當事國すべてに拘束力をもつものである。
- (6) 「同盟及連合國ト獨ニ國トノ平和條約並議定書」(外務省)大正八年十一月、一四一頁。なお、「その他のガス」は仏文では *gaz similaires* となつてゐる。(La Paix avec l'Allemagne, *Revue Générale de Droit International Public*, 26, 1919. Documents, p. 73)
- (7) 英文では *being prohibited*, 仏文では *étant prohibés* であるから今後禁止されるのではなくすでに禁止されていることを意味する。
- (8) Eysinga, op. cit., p. 349.  
Kroell, op. cit., pp. 551-552.  
反對意見としては Rieszsch, op. cit., p. 316.
- (9) 因みにヴェルサイユ條約署名國は主たる同盟及び連合國である米國、英國、フランス、イタリア、日本のほか二十二カ國 *ヴェルサイユ條約*。(La Paix de Versailles avec l'Allemagne, R. G. D. I. P. 26, 1919. Documents, op. cit., p. 5).
- (10) Treaty between the United States and Germany restoring friendly relations. Signed at Berlin, August 25,

1921 (The Treaty of Versailles and after annotations of the text of the Treaty, United States Government Printing Office, 1947. pp. 22-25)

(11) Conference on the limitation of armament, Washington, November 12, 1921—February 6, 1922. Washington Government Printing Office, 1922. pp. 376-378.

(12) *Ibid.*, pp. 750-751.

(13) *Ibid.*, p. 738.

(14) *Ibid.*, pp. 746-749.

(15) *Ibid.*, pp. 730-732.

(16) *Ibid.*, pp. 734-737.

(17) *Ibid.*, pp. 728-731.

(18) 右に述べた点は毒ガス分科委員会報告の (c) (f) (g) の諸点である。(Ibid. pp. 728-731)

(19) Eysinga, *op. cit.*, pp. 353-354.

(20) 第六条「本条約は署名国の憲法上の手續に従いなるべく速かに批准されねばならず、かつワシントンに於て行なわれるすべての批准書の寄託により効力を発生する。……」なお、第七条により非署名国も本条約に加入することを認められているが、それは条約全体への加入であり第五条のみ加入することはできない。従って加入した国は一国もなかった。(Supplement to The American Journal of International Law, vol 16, 1922. A treaty between the same powers, in relation to the use of submarines and noxious gases in warfare, February 6, 1922, p. 59)

(21) Conference on the limitation of armament, *op. cit.*, p. 744.

(22) A. Mégninac, *Le désarmement, les traités de paix de 1919-1920, Conférence de Washington de 1921-1922.* (R.G.D.I.P. Tome xxix, 1922. p.145) フランスはすでに戦艦について非常に削減されていたので、潜水艦に関して定められた規定によってまた新たに劣等的地位に甘んじなければならなかった。

(23) Riesch, *op. cit.*, p. 317. リーシュに反対の見解はたゞえば L. de Brouckere, *les travaux de la Société des Nations en matière de désarmement, Recueil des Cours, 1928 V.* (Tome 25). p. 398.

(24) 一九二三年(三月二五日—五月三日) サンチャゴで開かれた第五回汎米會議の決議の一つは「一九二二年二月六日のワシン

トン条約が示したように、窒息性、毒性のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案の使用の禁止を諸政府が反復すること」を勧めている。(J. B. Scott, *The International Conference of American States, 1889-1928*, 1931. p. 291) また一九二三年ワシントンでの中央アメリカ問題特別会議(グアテマラ、サルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカの五国参加)で採択された軍備制限条約第五条はワシントン条約第五条に従ったものである。(Prentiss, *op. cit.*, p. 692).

(25) 武器取引取締会議に関する第一次資料が執筆時に手に入らなかったため、山下康雄著「化学戦と国際法」L. de Brouckère, *Les travaux de la Société des Nations en matière de désarmement, Recueil des Cours, 1928 V (Tome 25), Eysinga, op. cit.*, などを参照しながら執筆した。右資料が手に入り次第この箇所は再検討するつもりである。

(26) 米国の二提案の内容は、山下、前掲書一一七頁参照。

(27) 法律家委員会は化学および細菌学戦分科委員会を選出し、その報告に基づき化学戦問題を審議した。法律家委員会ではさまざまな意見が出されたが結局まとまらず、コピアンの作成した法律家委員会第一報告「化学戦」はただ四事項を示唆するに留った。

(28) 採択された三国共同提案は最初は別々のポーランド提案と英伊提案であった。そのほか米国外二次提案、スイス提案が出された。

(29) 第一委員会第二〇回会合に提出された議定書案は細菌学戦に関する条項を欠いていたので、ポーランド代表はその点に注意を喚起し、細菌学兵器の恐るべき効果をあげて、それは交戦国の兵力のみならず平和的市民にも及びその作用を予め定められた範囲に限定することは不可能であるから、その使用に対しては文明と人道的感情から反対しなければならないと述べた。(山下、前掲書二〇二—二〇三頁)

(30) なお、ガス議定書が化学・細菌学兵器を「戦時において」使用することを禁止すると規定していることから、平時においても禁止されるのは当然だが(交戦法規は戦時においてさえ遵守を免れえない規則であって平時においてはなおさらである)、「戦争」以外の武力紛争(戦争に至らない武力紛争)あるいは内戦の場合には議定書が適用されないかどうかの問題が生ずる。「戦争において」という文言はヴェルサイユ条約第一七一条にはなくワシントン条約第五条に現われ議定書にも引継がれたのであるが、ワシントン会議では潜水艦など普通戦争においてのみ使用される装備や兵器の禁止・制限が会議の目的であったから、「戦争において」という文言が挿入されたのであろう。ただ、当時連盟規約や不戦条約の表現にも現われてい

るように、「戦争」は必ずしもテクニカルな意味の戦争つまり戦意の表明のあった場合の戦争に限定されず、一般に国家間の武力行使を意味するという解釈もなされたことからみても、また禁止兵器に関して人道的感情に基づいて規定する議定書そのものの性質からみても、議定書中の「戦争」を狭義に解せず国家間の武力紛争という広い意味に解しようと思う。従っていわゆる「戦争に至らない武力紛争」の場合にも本議定書は適用されるべきものと考ええる。ただ、内戦の場合に本議定書が適用されるかについては詳しい検討は別稿に譲らねばならないが、今日少なくとも次のことはいえらると思う。内戦の場合（今問題にしているのは叛徒に対して交戦団体承認がなされていない場合である。この承認がなされれば普通交戦法規の適用が認められるから問題はない。）、いかなる交戦法規も適用されないのではなく、若干の非人道的待遇は禁止される。一九四九年ジュネーブ諸条約共通規定第三条は内戦（国際的性質を有しない武力紛争）の場合、敵対行為に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員や傷病兵を含む）には人道的待遇を与えなければならないとし、彼らに対して、いかなる場合にもいかなる場所でも禁止される行為を若干列記（a）、（b）、（c）、（d）している。その中に使用禁止兵器についての記述はないが、内戦において化学・細菌学兵器を使用すればほとんど必然的に（普通、内戦では国際戦争以上に戦場と背後地の区別や戦闘員と戦闘に参加しない者の区別はつきにくい）「敵対行為に直接参加しない者」にも被害（とくにa）にかなり類似しよう）を与えることになると考えれば、その使用は少なくとも第三条の趣旨に反するとはいえよう。

(31) 一九二九年「戦争における軍隊中の傷者及び病者の状態改善に関するジュネーブ条約」（第三回赤十字条約）第二五条（同年の「捕虜の状態改善に関するジュネーブ条約」第八二条も同じ）は明確に「戦時ニ於テ交戦者ノ一カ条約ノ当事者タラサル場合ト雖モ条約ノ規定ハ条約ニ参加セル一切ノ交戦者ノ間ニ拘束力ヲ有スヘシ」という相互拘束条項を認めており、それらに比べてガス議定書の規定は明確さを欠くが、右の意味に解しようことは確かである。

(32) 一九三二年までに批准または加入した国のうち留保条項を付した国は、ベルギー、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南阿連邦、アイルランド、インド、イラク、フランス、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、ソ連であり、そのうち次の諸国を除くすべての国がフランスと同様の留保を行なった。

オランダは化学兵器に関してのみフランスの留保の第二項に当る部分を留保した。またスペインは同じ義務つまり相互条約の下で本議定書を受入れかつ実行するいかなる他のメンバーまたは国家との関係においても、そのことから当然にかつ特別の協定なしに拘束力を有するものと宣言する。なお英国はフランスと同様の二つの留保のほかにインドと他のドミニオン（国際連盟における独自の構成メンバーであり、本議定書に別個に署名または加入しないドミニオン）を拘束しないという

留保を付している。(Protocol for the prohibition of the use in war of asphyxiating, poisonous and other gases and of bacteriological methods of warfare. In force. Status of Ratifications, Accessions and Signatures. League of Nations, Official No.: Conf. D. 58. pp. 8-12.)

なお一九六七年九月一日現在で留保を付している国は上記諸国のほかにブルガリア、セイロン、チリ、チェコスロバキア、エストニアがある。(Schwarzenberger, International law applied by international courts and tribunals, vol. 2, (The law of armed conflict) 1968. p. 794)

(33) もっとも第一項の「署名または批准」という文書は文字通り解すれば署名して批准しない国従って非締約国をも含めることになり、第一項の趣旨に照らせばあまり適切な表現ではない。むしろたとえは英国の留保のように「署名および批准」という表現の方が適切であろう。(Official NO.: Conf. D. 58. op. cit., p. 9)

(34) 小川芳彦、多辺条約における留保、法学論叢第六六卷四号八一頁以下参照。

(35) 署名国はアビシニア(エチオピア)、ブラジル、英国、カナダ、チリ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、イタリア、日本、ラトヴィア、リニクセンブルグ、オランダ、ニカラグア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サルバドル、スペイン、スイス、セルブ・クロアチア・スロヴェニア、トルコ、米国、ウルグアイ。なお会議に出席して署名しなかった国(一九二五年十月現在)はオーストリア、ベルギー、ブルガリア、中国、コロンビア、チェコスロバキア、エジプト、ハンガリー、アイスランド、リトアニア、ノルウェー、パナマ、ペルシャ、シヤム、スエーデン、ヴェネゼラ。(League of Nations, Official Journal, october 1925, p. 1455)

(36) League of Nations, Official No.: Conf. D. 58. op. cit., pp. 9-12.

(37) 一九六七年九月一日現在批准または加入した国名(カッコ内は批准・加入の年月日)は次の通りである。

オーストラリア (1930/1/23) オーストリア (1928/5/9) ヘルギー (1928/12/4) ブルガリア (1934/3/7) カナダ (1930/5/6) セイロン (1953/12/18) チリ (1935/7/2) 中国 (1929/8/7) キューン (1966/7/7) キプロス (1966/11/21) チェコスロバキア (1938/8/16) デンマーク (1930/5/5) エジプト (1928/12/6) エスタニア (1931/8/28) エチオピア (1935/9/18) フィンランド (1929/6/26) フランス (1926/5/9) ガンゴラ (1966/10/11) マニツ (1929/4/25) ガーナ (1967/5/3) 英国 (1930/4/9) キリシヤ (1931/5/30) ハンガリー (1952/8/27) インド (1930/4/9) イラク (1931/4/7) アイヌランド (1930/8/18) イタリア (1928/4/3) リトヴィア (1931/6/3) リベリア (1927/4/2) リトア



ニア (1933/6/15)・リュクセンブルグ (1936/9/1)・マダガスカル (1967/8/2)・モルディブ (1967/1/6)・メキシコ (1932/3/15)・キノコ (1967/1/6)・オランダ (1930/10/31)・ニュージーランド (1930/1/23)・ノルウェー (1932/7/27)・パキスタン (1960/4/13)・ペルシヤ (1929/7/4)・ネーランド (1929/2/4)・ポルトガル (1930/7/1)・ルーマニア (1929/8/23)・ウワンダ (1965/6/25)・シヤム (1931/6/6)・シエラレオネ (1967/3/20)・南アフリカ (1930/1/23)・ソ連 (1928/4/5)・スウェーデン (1929/8/22)・スエーデン (1930/4/25)・スイス (1932/7/12)・タンガニカ (1963/4/22)・チュニジア (1967/7/12)・トルコ (1929/10/5)・ウガンダ (1965/4/14)・ヴァチカン (1966/10/21)・ヴェネズエラ (1928/2/8)・ユーゴスラビア (1929/4/12)。(Schwarzenberger, op. cit., 1968. p. 794).

(三) ガス議定書以後

一 一九二五年第六回国際連盟総会の決議に基づき理事会の組織した「軍備縮少会議準備委員会」(以下準備委員会と略称する)はその名の示す通り化学・細菌学兵器問題についても化学・細菌学軍縮問題を中心課題としたが、同時にそこではガス議定書の再検討と新しい化学・細菌学戦禁止条項の提案がなされ、最後に軍備縮少条約案第三十九条として採択された。この第三十九条の内容を検討する前に、その成立過程を一瞥しておこう。

準備委員会第三回会期(一九二七年三月二一日—四月二六日)の終り近く、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、セルブ・クロアート・スロヴェーン(ユーゴスラビア)、チェコスロバキアの小国委員の共同提案による次のような条文が提出された。

一、締約国は窒息性、毒性または類似のガスおよびすべての類似の液体、物質または考案を戦争に使用しないことを約束する。

二、締約国はまたすべての細菌学的戦争方法を使用しないことを約束する。

三、締約国は前二項に掲げられた戦争方法の使用の平時における準備をしないことを約束する。<sup>(2)</sup>

四、締約国はさらに、化学または細菌学戦に使用しうる物質がこのような使用のために輸入、輸出または製造され

るとき、締約国の領域内におけるその輸入、輸出または製造を許さないことを約束する。<sup>(3)</sup>

右四項のうち、第一、第二項はガス議定書とほぼ同じ内容の化学・細菌学兵器使用禁止を規定し、それらが化学・細菌学軍縮問題(第三、第四項)と結合されて化学戦条項として討議に付された。これを検討した準備委員会第七回会期(一九二九年四月二〇日以降)では、第一、第二項はあまり問題なく可決されたが、<sup>(4)</sup>第三、第四項については多くの異論が示され、化学戦条項の採択そのものが危ぶまれることになった。<sup>(5)</sup>この状態から脱却するため、ベルギー代表(R. Jaquemyns)は右の化学・細菌学戦準備禁止条項(第三、第四項)の内容を削除し、化学・細菌戦禁止条項(第一、第二項)に少し文言を加えて一条文とし、ベルギー案として提出した。<sup>(6)</sup>それは次のような規定である。

「締約国は、相互主義のもとに、窒息性、毒性または類似のガスおよびすべての類似の液体、物質または考案を戦争に使用しないことを約束する。」

締約国はすべての細菌学的戦争方法を絶対に使用しないことを約束する。」

このベルギー案が準備委員会について採択され、<sup>(7)</sup>軍備縮少会議での討議の基礎としての軍備縮少会議準備委員会案約案(以下軍縮条約案と略す)第三九条<sup>(8)</sup>となった。

ところで、この第三九条はガス議定書と比較して何か新しいあるいは補足的内容を含んでいるだろうか。第三九条の文言はほとんどガス議定書から採り入れられたものであり、また提案者(ベルギー)の説明からも、小国共同提案(従ってベルギー案)はガス議定書による化学・細菌学戦禁止の趣旨と同じくその起源の古い慣習法に基づくことを示している点<sup>(9)</sup>ではガス議定書と変りはない。第三九条は常套句「窒息性、毒性または……」をほとんどそのまま受け継いでいる。もともと「他の(Other)」ガスが「類似の(similar)」ガスになり、「材料(materials)」が「物質(substances)」に変わっているが、起草上用語のこのような変化が意味の相違を示すことを意図されたのではないとみられるから、同じ意味に解すべきであろう。ただこの常套句の解釈について準備委員会に英国がメモランダムを提出

し、この文言中には非致死性の催涙ガスをも含むものと解釈した。<sup>(10)</sup>多数の国の代表がこの英国の解釈に賛成する準備をしたが、米国はそれにつきなお審議を重ねることを提議し準備委員会はこの問題を決定することを避けてそれを軍備縮小会議にまわしてしまった。<sup>(11)</sup>

第三九条に含まれていてガス議定書にない新しい文言は「相互主義のもとに(subject to reciprocity)」と「絶対に(unreservedly)」という言葉である。すなわち、化学兵器については「相互主義のもとに」その使用が禁止され、細菌学的戦争方法については「絶対に」禁止されるとしている点である。これを提案したベルギー代表の説明によると、ここにいる「相互主義のもとに」という表現は締約当事者のみを拘束する「相互に(mutually)」という表現よりも広く、相手がたとえ非締約国であっても先に化学兵器を使用しないかぎり自国はそれを使用しえないことを示す。だからガス議定書の相互拘束条項よりも使用禁止を免れる条件は厳しく、ただ相手がまずガスを使用した場合に復仇として同じくガスを使用することのみを許すにすぎないことになる。また第三九条では細菌学的戦争方法は「絶対に」禁止されるのであるが、この意味についてもベルギー代表は次のように説明している。<sup>(12)</sup>「細菌学的(戦争)方法はあらゆる人に不可避的影響を及ぼすことは言うまでもない。そしてそのことが何故この方法を絶対的に禁止することが必要かという理由である。たとえある国が他国に対してこの恐るべき方法に訴えるとしても、その他国は……その攻撃者に対して今度は自らその方法を使用する資格があることにはならない。国家が全人民を攻撃する他のガスを使う資格さえあるとは実際に信じ難い。真に文明的な政府ならそのような方法の使用を拒否するであろう。<sup>(15)</sup>」つまり、「絶対に」とはたとえ復仇としてもその使用は許されないとすることである。ガス議定書が細菌学的戦争方法についても相互拘束条項を付していることを思えば、この「絶対に」の意味は重要である。<sup>(16)</sup>

以上のようにこれらの新しい二つの文言によって第三九条の化学・細菌学戦禁止の内容がガス議定書よりもより完全な禁止に向って一歩進んでいることがわかる。しかし全体的にはほぼガス議定書の内容を受け継いでおり、準備委

員会の会期中もガス議定書の批准状況が伝えられ、さらにソ連代表の動議で議定書未批准国に対してすみやかに批准するよう勧める決議まで採択された。<sup>(17)</sup>

二 一九三二年三月ジュネーブにおいて国際連盟主催の軍備縮少会議が六〇ヶ国（うち非連盟国八ヶ国）の参加により開催され、そこで軍縮条約案が審議されたが、はやくも第一回全体会議からその三九条をめぐって多彩な審議が展開された。ここでは、どの範囲の化学・細菌学兵器の使用が禁止されるものと考えられたか、またそれらの使用禁止に条件が付けられるか絶対的なものかという、ガス議定書の文言上なお疑問の残されていた問題に焦点を合わせて、この軍備縮少会議の三つの主要な文書、すなわち化学および細菌学兵器特別委員会の報告、ピロッチ報告それに英国案のそれぞれにつき順次検討してみよう。

「化学および細菌学兵器特別委員会」は、軍縮条約案第三九条をめぐり各国代表から提出されたさまざまな提案に含まれている多方面にわたる化学戦問題を検討するため一般委員会によって設置された。<sup>(18)</sup> 同特別委員会は既述のように、化学・細菌学兵器は一般市民に著しく脅威を与えるものであり、その所有または使用がすべての国家によって絶対に禁止されまたは国際化さるべき質的軍縮の対象となるべきものであるという報告を行なった。そしてこの質的軍縮の対象となるべき化学・細菌学兵器にはいかなるものが含まれるかという問題につき、同特別委員会はその検討を要約したかたちの結論として次のような決議を一般委員会に付託している。

まず化学兵器については、

「質的軍縮には、敵を侵害するためのすべての自然的または合成の有害物質——その状態が何であれ、固体、液体またはガスであれ、また毒性、窒息性、催涙性、刺激性、発泡性であれ、あるいはその使用方法の如何を問わず何らかの方法で人間または動物の組織に有害な効果を生み出すことのできるもの——の使用が含まれるべきことを宣言する。

そしてまた、敵を侵害する目的の右の有害物の使用のために特別につくられた装置、考案または投射物が質的軍縮の中に挿入さるべきことを宣言する。」

また細菌学兵器については「敵を害するための病原菌の使用は、それが一九三二年四月二日の決議で一般委員会の下した基準とくにそのうちの第三の基準<sup>(19)</sup>に対応するという事実とは全く別に、人間の良心により禁止されている」ことを考慮し、次のように宣言する。

「病原菌——そのどの段階であれ有害なまたはそうなりうる——、ろ過性ウイルス、病菌の混入した物質の投射、放出またはいかなる方法であれその散布——居住地域におけると否とを問わず——のすべての方法は、それらを人体、動物または植物に直接接触させるためであれ、あるいは何らかの間接的な方法で後者のいずれかに影響を与えるためであれ——たとえば、大気、水、食糧または何らか他の対象を汚染することによって——、質的軍縮に含められるべきである」<sup>(20)</sup>

このように同報告書の結論は、質的軍縮の対象となるべき化学・細菌学兵器の範囲をきわめて詳しく述べている。このような複雑な表現方法を使ったのは禁止兵器の範囲についての表現の不備から生ずる例外を残さないようにするためであった。その努力の跡は同報告書の「化学兵器とその戦争方法の一般的定義」として述べられているかなり長文の説明の中に示されている。

(a) 物質については、自然物であれ、合成物であれ、すべての有害物質を含む。だからクラレあるいは蛇の毒もこの定義に含まれる。

(b) 委員会は、化学合成に従っているいろいろのカテゴリーの物質を列挙するつもりはない。現在知られている物質および将来、発見されるかも知れない物質の両者を含むすべての物質に適用ある定義を与えることが重要である。だから委員会はその基準として生物体に対する物質の生理的効果を探り入れた。有害な効果をもつすべての物質は定義の中に含まれる。

これらの物質の有害性の程度は考慮に入れられなかった。もしこの効果において有害性の明らかに少ない若干のガスが質的軍縮の領域から除かれるなら、この制度の実際の価値は大いに弱められると考えられた。使用された物質の性質を確かめるには実際の困難がつきまとう。そしてこれらの物質の使用は誠実に禁止が遵守されなかったという根拠のない主張に導くことになる。

さらに、その相対的な有害性の効果に基づいてさまざまなガスの間の区別をすることは、きわめて長い困難な仕事であり、しかもつねに最先端を行く必要がある。

ある代表は、国際戦争において他のガスを除いてあるガスの使用を許すことに反対するこれらの理由の有効性を認めながらも、次の点を指摘した。つまり、催涙ガスは別なものとして考えられ、事実一九三二年四月二二日の決議の第三の基準に対応せず、だから警察用のこのガスの使用にはいかなる反対もされないのであるうし、ある場合にはこのガスの使用は流血をもたらず他の方法よりも望ましいことさえある。この見方は委員会によって受入れられた。もっとも、ガスの間に区別を設けることに重大な実際上の反対があるのだから、催涙ガスは戦争におけるその使用という観点から切り離して考えてはならない、という意見はあつたけれども。ソ連代表は、警察用の催涙ガスにつき言及することは軍備縮少会議の権限外であるという見解をとつた。(傍点筆者)

そして結局「委員会は、いかなる方法で使用されようとも化学物質は質的軍縮に含めらるべきだと考え、それゆえ可能なすべての使用方法を包含する一般的公式を採択した。」<sup>(21)</sup>

生理学的見地から生物体に有害な効果を生ずるすべての化学物質の使用が禁止されることの必要性、つまりたとえ有害性の少ないガスでもその使用が許されるなら、實際上他のガスと区別されたその使用を検証することが困難であるという理由に基づくすべての化学兵器の使用禁止の必要性をこの報告書から読みとりうる。ただ生理学的効果から判断すると、警察用の催涙ガスについては有害な効果がなく一般市民を著しく脅かすものではないという理由で別なものと考えられている点に注目しておく必要がある。しかし、この警察用催涙ガスが戦争に使用される可能性もあり、その場合禁止ガスと混同される危険性が生じ、同報告の目ざす質的軍縮の効果が減殺される恐れのあることが指

摘されている点も見落しえない。また報告書の趣旨からみてたとえ警察用催涙ガスでも、この決議の示す効果つまり生理学的に有害な効果を有するものであれば、そのガスの名称の如何を問わず禁止された範疇に入るものと解釈しなければならぬだろう。

ガス議定書や軍縮条約案第三九条は「窒息性、毒性または……」の文言に示されるように化学兵器の種類・性質を掲げてその使用を禁止するという規定の仕方をしているが、この報告書ではむしろ生物体に対するその生理学的効果からみて有害なすべての化学物質をもらさず定義中に含める方法（もちろん定義中に毒性、窒息性、催涙性、刺激性、発泡性という化学物質の性質を示す言葉をも補足的例示的に用いている）をとっているのが新しい点である。そしてそのような生理学的効果を有する化学物質のリストを作ること慎重に避け——そのようなリストは技術的知識の恒常的進歩のため近い将来に不完全になる危険があるから——、当時知られていた物質のみならず、将来発見されるかも知れない物質をも計算に入れて一般的定義を与えようとしていることに注意しなければならぬ。この点を考慮すれば、同報告書の与える化学兵器の定義中に、たとえば将来発見されるかも知れない物質で生物体に対するその生理的効果の有害であるもの一種として放射能兵器も含まれる可能性があることとみることができよう。

また細菌学兵器とその戦争方法については、次のように説明された。

細菌学的戦争方法は、間違いなく市民を脅かす戦争方法の一つを構成する。なぜなら伝染病は拡がればすべての人を無差別に害し、その効果を阻止する確実な方法は存在しないからである。さらに細菌学的戦争方法は、一般委員会の決議に定められた基準のいずれかに該当すると否とを問わず、質的軍縮の中に含めらるべきである。それはきわめて惜むべきものであるから、いかなる他の戦争方法よりもはるかに人間の良心を反撥させる。

委員会は細菌学的戦争とその戦争方法の可能なかぎり十分な定義を与えようと望んだ。<sup>(22)</sup>

右に述べられたような細菌学的戦争方法の非人道性については従来から指摘されてきたことである。ただこれまで

はガス議定書においても軍縮条約案第三九条においても、簡単に「細菌学的戦争方法」と規定するだけでその内容や使用方法について詳しく述べられたことはなかったが、この特別委員会報告の結論は右に見たようにこれらの点に詳しく言及している。質的軍縮に含めらるべき細菌学兵器の定義は疑う余地なくあらゆる細菌学兵器のあらゆる方法による使用が禁止されることを示している。この定義は一般的で完璧性を期したもので、化学兵器の定義の場合のような何らかの例外を設ける余地を残していないように思える。

なお、同特別委員会の右の結論は一般委員会によって採択された。<sup>(23)</sup>

次に、化学・細菌学兵器特別委員会委員長ピロッチ (Piloti) が会議事務局の要請に答えて一九三二年一月八日提出した報告は、右の特別委員会報告を前提とし、同委員会の検討しなかった問題のみを取扱っている。従ってピロッチ報告は化学・細菌学的戦争方法の定義については特別委員会報告書のそれをそのまま採り入れ、同報告書の検討しなかった使用禁止の絶対性あるいは相対性の問題を詳しく論じている。これを正面から取扱ったピロッチ報告第一章「禁止の絶対的または相対的性格」を次に要約的に引用しよう。

ガス議定書は相互主義の条件を正式には排除せず、従って現在本議定書の拘束を受ける三〇カ国中一二カ国はこの条件に従つてのみそれを批准した。軍縮条約案第三九条は化学兵器を相互主義の条件で禁止するが、細菌学的戦争方法の禁止は絶対的である。それゆえ、会議中さまざまな代表の行なつた提案や宣言から、絶対的でないいかなる禁止もその効果の多くを失なうであろうことは明らかとなった。もし条約自身が一定の場合にそれを認めるならば、国家は万一の場合化学兵器に訴えようとするであろう。だから、平時に化学的戦争方法の準備を禁止しようとするいかなる企ても幻覚にすぎないように思える。それゆえ化学戦の禁止は絶対的でなければならぬ。

もし禁止が絶対的ならば、それは次の二つの場合に禁止された戦争方法に訴える権利を除去することになる。

一、たとえ、すべての国によって化学兵器を使用しないという約束がなされるとしても、その約束が相互主義の条件で与えられる



ことは許されぬだろう。相互主義の条件を禁止することが必要である一方、次のような困難な問題の提起されることも脳裡に留めておかねばならない。つまり、戦時、化学・細菌学・焼夷兵器に訴えないことを約束した国がその約束をしなかった他の国に立ち向う場合である。そのような事態の起らないことを保障するためには、約束はすべての国またはきわめて多数の国によって与えられなければならない。会議はこの点に注意し、約束をできるかぎり一般的にする最善の手段を考慮せねばならない。しかしながら、たとえ約束が全く普遍的にはなされえないとしても、約束を受入れる国は化学兵器を使用する国——後者の国がこの問題について何らかの約束を与えたか否かを問わず——に対して処置をとるよう求められねばならない。

二、たとえ国家が不法な戦争——不戦条約または連盟規約に違反して行なわれた戦争——の犠牲者であるとしても、その国はこれらの禁止された戦争方法に訴えない義務を負う。戦時最初にこれらの兵器に訴えた国家に対する復仇としての化学または焼夷兵器使用については第四章（制裁）で取扱う。私の見解を付け加えれば、たとえ禁止の絶対性が尊重されるとしても、そして国家がそれを彼らの行動を支配する確定した原則とみなすとしても、備えらるべき監視の形態はできるかぎり満足のいくものでなければならず、なかならず制裁は効果的でなければならぬ。<sup>(26)</sup>

右のような理由説明の後、ピロッチ報告は結論として次のように述べている。

#### 「一 化学・焼夷および細菌学的戦争方法

締約国は、いかなる国に対しても——本条約の締約国であると否とを問わず——そしていかなる戦争においても——その戦争が敵側においていかに不法であれ——以下の事柄を放棄する。

(一) 敵を害するため、すべての自然的または合成の有害物質——その状態が何であれ、固体、液体またはガスであれ、また毒性、窒息性、催涙性、発泡性であれ、あるいはその使用方法の如何を問わず何らかの方法で人間または動物の組織に有害な効果を生み出すことのできるもの——の使用。(以下略)

(四) 敵を害するため、病原菌——そのどの段階であれ、有害なまたはそうなりうる——、ろ過性ビールス、病菌の混入した物質の投射、放出またはいかなる方法であれその散布——居住地域における否とを問わず——のすべての

方法の使用。それらを人体、動物または植物に直接接触させるためであるか、あるいは何らかの間接的な方法で後者のいずれかに影響を与える——たとえば、大気、水、食糧または何らかの他の対象を汚染することによって——ためであるかを問わない。<sup>(27)</sup>

この結論の内容のうち前の特別委員会報告中になく新しいものは、すでに定義された化学・細菌学的戦争方法の使用があらゆる場合にすなわちこれを禁止する条約の締約国であると否とを問わずすべての国に対してそして相手方による違法な戦争の場合にも、禁止されるとしている点である。使用禁止の範囲や理由をさらに詳しく説明しているのが結論の前に掲げたピロッチ報告の理由説明であるが、それによると、ガス議定書や軍縮条約第三九条は「相互主義の条件 (condition of reciprocity)」により (後者の場合は化学兵器についてののみ) 使用禁止が制限されそのために禁止の効果が薄れるから、化学・細菌学的戦争方法のいずれに対してもその使用禁止は絶対的でなければならぬ、とする。しかし、この場合注意すべきは、ピロッチ報告のいう「相互主義の条件」や「絶対的禁止」の意味とその前の準備委員会の討議でベルギー代表がその提案を説明したときに使った (従って軍縮条約第三九条ではその意味と解される) 「相互主義のもとに」や「絶対的」という表現の意味とが同じでないことである。ピロッチ報告のいう「相互主義の条件」の意味はいわゆる相互拘束条項の意味すなわち締約国間のみを拘束するという意味であり、ベルギー代表の説明した「相互主義のもとに」は、相手国が先に禁止兵器に訴えないかぎりすべての国を拘束する意味であった。またピロッチ報告の「絶対的禁止」の意味は、文章全体から判断して、相手国が禁止兵器を使用しないかぎり自国も絶対に使用してはならないという意味 (つまりベルギー代表のいう「相互主義のもとに」の意味) であり、ベルギー代表のいう「絶対に」は文字通り絶対的でたとえ相手国が禁止兵器に訴えても自国はそれを使用してはならないことを意味する。従って、ピロッチ報告に述べられている化学・細菌学兵器使用禁止の性質は、復仇の場合を除いて (復仇に関する同報告の内容は後述) 相手国が使用しないかぎり、たとえ後者が使用禁止条約の締約国でない

しても、自国も絶対に使用してはならないという意味である。この点でピロッチ報告は軍縮条約案第三十九条と比較して実質的には何ら変わっていないといえない（細菌学兵器については第三十九条ではその使用を絶対に禁止するとし復仇としての使用も許さない意味であり、またピロッチ報告ではその復仇としての使用が許されるか否かは右に検討したかぎりでは明らかではないが、後に見るように細菌学兵器に関しては復仇としての使用も禁止しているから、結局第三十九条と同じことになる）。ただ第三十九条では「相互条件のもとで」とか「絶対に」という文言の意味について後に争いの生ずる恐れがある（たとえば、ピロッチ報告が第三十九条の「相互主義のもとに」を相互拘束条項と同じに解しているように、ベルギー代表の述べた意味には解されない恐れがある）のに対して、ピロッチ報告の結論では、右の点が「いかなる国家に対しても——本条約の締約国であると否とを問わず——そしていかなる戦争においても——その戦争が敵側においていかに不法であれ——」と明確にされ、さらにそこには相手国の違法な戦争に対しても化学・細菌学兵器を使用してはならないという文言まで含まれている点にその特徴が見出されよう。

最後に英国案の規定を検討してみる。この英国案は、会議事務局が再び「化学・焼夷・細菌学兵器特別委員会」に付託した質問事項に対する同特別委員会の回答を採り入れて作成されたもので、これが一九三三年六月一日の全体会議において将来の軍備縮少条約の基礎として全会一致で採択された。<sup>(29)</sup> 化学・細菌学兵器使用禁止に関してはその第四七条—第五〇条に規定されている。<sup>(30)</sup>

「第四七条 次の規定を確立した国際法規則として受入れる。

化学・焼夷または細菌学兵器のいかなる国家——本条約の締約国であると否とを問わず——に対するそしていかなる戦争——その戦争の性質の如何を問わず——における使用も禁止される。

しかし、この規定は化学または焼夷兵器の違法な使用の犠牲者となつたいかなる当事国からも、将来同意される条件に従って復仇する権利を奪うものではない。

この規則をこれらの範疇に属する兵器の各々に対して適用するために、締約国は次の諸規定に同意する。

第四八条 化学兵器使用禁止は、いかなる方法によるを問わず、敵を害するために、人体または動物の組織に有害ないかなる自然的または合成物質——毒性、窒息性、刺激性、発泡性物質のごとき、また固体、液体、ガス状の如何を問わず——の使用にも適用される。(以下略)

第四九条 (焼夷兵器の使用禁止——略)

第五〇条 細菌学兵器の使用禁止は、病原菌、ろ過性ビールスまたは病菌の混入した物質を散布するすべての方法——それらを人体、動物または植物と接触させるためであれ、あるいはたとえば空気、水、食糧または何らかの方法で人体、動物または植物のいずれかに影響を与える目的であれ——を敵を害するために使用することに適用される。」

この英国案の規定は、使用禁止の絶対性についてはピロッチ報告、使用禁止の範疇に入れらるべき化学・細菌学兵器の範囲についてはピロッチ報告の前の特別委員会報告をそれぞれ採り入れて、それを綜合的に条文の形にまとめたものである。<sup>(31)</sup>従って、文章上若干整理されている箇所はあるが、とくに新しい点は見出せない。ただ第四七条劈頭に、化学・(焼夷)・細菌学兵器の使用がいかなる国に対してもまたいかなる戦争においても絶対に(これはピロッチ報告のいう「絶対に」の意味である)禁止されていることを、国際法上確立した規則と規定している点に注目すべきであろう。これは、右のような禁止の性質を本条約によってはじめて新しい国際法規則として規定しようとするのではなく、すでに存在している国際法を確認する意味で使用されている。またピロッチ報告では復仇については使用禁止とは別の「制裁」の箇所述べられているのだが、英国案では第四七条ではっきりと化学(焼夷)兵器の犠牲国が復仇として例外的にこれらの兵器を使用しうることを規定している。英国案では制裁問題の規定が削除されているため、この種の復仇を使用禁止と同じ条文に挿入したのであろう。なお、第四七条は細菌学兵器の犠牲国については触れておらず、化学・焼夷兵器の犠牲国にのみそれらの兵器による復仇を認めるという規定の反対解釈から、細菌学

兵器による復讐は禁止されているものと解すべきであろう。

以上のように、われわれはガス議定書以後軍縮会議までの化学・細菌学戦禁止問題を、軍縮会議準備委員会での討議、軍縮会議での三つの文書を中心に検討してきた。これらを通観してこの問題の展開の方向を探ることは可能であろう。

まず、ガス議定書がすべて、化学・細菌学的戦争方法の使用を禁止しているか否かにつき文言上からは（意味の上からはこれが肯定的に答えらるべきことはすでに述べた）やや明確さを欠く点があり、そのためすでにみたように軍縮会議の化学・細菌学兵器特別委員会ではすべての化学・細菌学兵器の使用禁止を示すためにその生理的に有害な効果を基準としてこれらの兵器の詳細な定義が作成された。しかし、この定義でも生理的に有害でない警察用催涙ガスについては例外とされ（反対意見もあったが同特別委員会の見解としては）、その警察用のための使用が禁止されていないものとして分類された。そしてそれ以後のピロッチ報告、英国案とも特別委員会の禁止兵器の範疇の文言をほとんどそのまま採り入れその内容について改めて検討していないため、警察用催涙ガスに関する見解も当然表明していない。ただ特別委員会の二度目の報告（ピロッチ報告後、事務局が再び「化学・焼夷・細菌学兵器特別委員会」に化学戦の諸問題につき付託した質問事項に対する回答）は、使用禁止問題そのものには触れずもっぱら化学・細菌学戦の技術的問題に関する質問に答えるという形式をとっているが、その中で警察資材としての催涙物質について述べている点は注目に値する。

前の報告 (Conf. D. 120) で述べているように、催涙物質の問題は、戦時における毒物質の使用禁止に関するかぎり、区別して取扱えない。しかし、この問題は平時には次の理由で区別しうる。若干の国では警察活動に催涙装置が使用される。それらの国はその正当化として次の点をあげる。通常警察の使用する武器は取返しのでない損害（死または重傷）を引き起こしうるが、催

涙物質の使用は不自由または一時的苦痛を与えるに止まり、しかも秩序回復には同じく効果的である。国家がその軍隊を警察機能の行使のために使用する意図で（催涙物質を）装備しうることが許されるなら、そのような実行は化学的戦争方法の実際の準備という乱用を生み出すことになるのは事実である。この理由で本特別委員会は催涙物質の問題を切り離して検討する。

「催涙」という言葉は、物質の化学合成に対応せず、生理学的特性を表現する。事実、さまざまな化学合成による多くの種類の催涙物質がある。そのうちのあるものはとくに有毒性（クロロピクリン、アクロレイン、その他）であり、他のものは、これまで警察活動または防護実験で使用されてきた条件の下では毒性の効果を有しない。それらは催涙的效果を生み出す特殊な目的に使用される。これらの物質はベンジル、塩化物と臭化物、クロールアセトフェノンなどである。「毒性のない催涙物質」のリストを作成することは可能である。しかし本委員会はそれを作成するのが賢明だとは思わない。なぜなら毒性をもたないものとして指定された合成物が、一定の使用条件の下では危険な効果を有しないとは厳密に科学的観点からは、いふことができないからである。<sup>(32)</sup>（傍点筆者）

この文脈からみて、催涙ガスは戦時における（通常の警察活動とは別）使用が他のガスと區別して取扱いえず、従ってその使用が禁止されることが確認されている。また引用した文章の最後に傍点をつけた箇所は、われわれが化学兵器の性質の特徴を述べたときにすでに指摘したことであるが、催涙ガスには生理的特性により區別される多くの種類があり、そのうち普通毒性のないといわれている催涙ガスもあらゆる場合に無害なものではなく一定の使用条件の下では有害な効果を生ずることを示しているのである。もし催涙ガスが警察作用よりもはるかに激しい戦争に使用されることでもなれば、当然有害なあるいは致死的效果の生ずる場合がある。英国案は特別委員会のこの報告書を探り入れて作成されたのであるから、その第四八条による使用禁止兵器の範疇の中にこの催涙ガスも含まれるものと解釈しうる。

次に使用禁止の絶対性の問題についても、ガス議定書後の展開はさらに使用禁止の例外の場合を限定する方向に進んでいることがわかる。ガス議定書が相互拘束条項を認めていたのに対して、準備委員会の軍縮条約案第三九条は

「相互主義のもとに」つまり相手が非締約国でもそれがまず化学兵器を使用しないかぎりその使用を許さず、細菌学兵器についてはたとえ復仇という名目でも「絶対に」その使用を許さないという、ガス議定書よりも一歩進んだ規定を設けた。さらに軍縮会議でのピロッチ報告や英国案は、右の第三九条の趣旨を異論の余地なく明確に規定し、そのうえ第一次大戦後の戦争違法化の傾向に照らして、相手方の「違法な」戦争に対する場合も禁止兵器使用の違法性が阻却されるのではないことを明記した。

このように準備委員会や軍縮会議での討議や提案を検討してわかることは、それらがガス議定書とは別の方向に化学・細菌学戦問題を導こうとするものではなくて、一般的にいつて議定書の不明確なあるいは不十分な点を補ない、より正確に規定しようとする努力が払われたということである。換言すれば、ガス議定書あるいはそれ以前の諸条約の起草者達はおそらく軍縮会議のピロッチ報告や英国案の内容と同様あるいは類似のものを作成する意図であったであろう。事実、ガス議定書の内容を解釈して英国案と同じ結果を引き出すことは困難ではない。ただ議定書の文言のみを形式的に解釈すれば異論の生ずる余地があるというにすぎない。すでに検討したように、ガス議定書は既存の国際法規となっている化学・細菌学兵器の使用禁止を確認するものであった。そして慣習法の個所でみたように、使用禁止の対象となるのはすべての化学・細菌学兵器であり、その使用方法の如何を問わないのであった。だからガス議定書の文言をそのように解釈するのが正しいことはすでに述べた。この解釈は英国案にも妥当する。逆にいえば英国案の化学・細菌学兵器に関する規定もその第四七条が明確に示すように既存の法の確認にすぎない。その意味ではすでにガス議定書があるのだから、それ以後の努力は英国案を含めて不必要であったともいえる。しかし、慣習法の法典化の際にはその文言が慣習法の内容を正確に示すように注意しなければならないのは当然であるが、とくに化学・細菌学兵器のように進歩の著しい分野では明文化するとかえってその規定の意味を固定化させずに時代遅れのものにしてしまう恐れがある。ガス議定書の文言はそのことを考慮に入れた当時の化学兵器の発達に照らしてかなり詳

しく起草されたのであったが、なお本来の意味とは別の意味に解釈しうる余地も残っていた。そのため以後の努力が重ねられ、英国案にみられるような完璧とはいえない<sup>(33)</sup>までもきわめて詳細で行届いた規定として結実した。

ところで、この軍縮会議は結局何らの具体的成果もあげずに終ることになった。しかし、その原因はもちろん化学・細菌学戦問題によるのではなく、この問題に関して諸国間に大きな不一致があったのではない。英国案が軍縮条約の一部として有効に成立しなかつたとはいえ、それが全会一致で採択されたことにも現われているように、化学戦問題は詳しく検討され多くの点で軍縮会議参加諸国の見解の一致を得ることができた。当時想像されていた将来の化学・細菌学戦の様相は今日の核戦争のそれに匹敵するであろう。しかも、その当時英国案に結晶するほどの意見の一致をみたのであるから、この軍縮会議は化学・細菌学兵器使用禁止問題に関しては成果のないどころかきわめて有益であつたといえよう。

三 第二次大戦後、国際連合を中心とする軍備縮少問題などの審議においては、化学・細菌学兵器の問題は核兵器問題の背後にほとんど埋没してしまつた感がある。しかし核兵器以外の大量破壊兵器の問題が全く忘却されてしまつたのではなく、現実の武力紛争においてその使用の疑いのある事態が発生する度に国際連合の総会や安全保障理事会その他赤十字国際会議などでその使用の違法性の問題が取りあげられてきた。そしていずれも使用禁止の法的根拠としてガス議定書を引き合いに出し、議定書そのものの存在意義を評価している。

国際連合でこれらの兵器の使用問題が提起されたのは、朝鮮戦争での国連軍（米空軍）の細菌学兵器使用の嫌疑、ベトナム戦争での米軍のガス使用をおそらく契機としている。

前者については、一九五二年国連の軍備縮少委員会での問題をめぐり米ソを中心として激しい応酬が行なわれていたとき、ソ連は安全保障理事会に決議案を提出し、<sup>(34)</sup>その中で「安全保障理事会は、未だ右の議定書（ガス議定書のこと）に加入していないかあるいはそれを批准していない国連加盟国および非加盟国のすべての国に対し、右議定



書に加入し、それを批准するよう訴えることを決定する」ことを要求した。この決議案を説明したソ連代表はガス議定書の意義を次のように述べた。「ガス議定書は第二次大戦を起した諸侵略国による細菌学および化学兵器の使用を防止するうえで重要な要因となった。……細菌学兵器と化学兵器の生産の発達、若干の国で行なわれている細菌学的戦争方法の準備および細菌学兵器の使用についての政治家や指導者間の意見の相違は平和への脅威を生み出している。国際連合および平和と安全の保障の維持のための責任をもつたる機関である安全保障理事会は細菌学兵器の使用を阻止する手段をとらねばならない。」<sup>(36)</sup> またソ連提案そのものには賛成しなかったフランス代表もガス議定書が現在においてもそのすべての法的小および道義的価値を保持していることを認めて、同議定書は大量破壊兵器の管理と廃棄の一層広範な体制に併合されるべきであるが、その望ましい結果を達成するまでの間、同議定書は戦争からいくらかのより残忍な部面を削除しうる主要な国際文書であると述べた。<sup>(37)</sup>

他方米国代表は「一九四七年に、自由愛好世界に直面する諸問題を十分に認識して、米大統領はまさに時代遅れとなったジュネーブ議定書および他の一八の条約を上院の審議表から撤回した。……米政府は、もし管理体制が実施されるならば、細菌学兵器ばかりでなく大量破壊に用いうる他のすべての兵器をも喜んで廃棄するであろう。しかし米国は紙の上の約束に頼るだけで世界を欺瞞することに参加するのを望まない」と述べた。<sup>(38)</sup> またチリ、中華民国、ギリシャ、トルコ、英国などは米国と同じく、ガス議定書の条項がいかに賞讃すべく人道に適ったものであっても、それらは保障措置を含まず、またいかなる国際管理体制をも伴っていないから今や時代遅れであるという見解をとった。<sup>(39)</sup> そして結局、ソ連決議案は賛成一、棄権一〇で否決された。<sup>(40)</sup> このようにソ連決議案の提出を契機にガス議定書の評価をめぐって諸国の見解が二分されているように見える。しかし米国その他の諸国の見解も化学・細菌学兵器の使用が禁止されるという議定書の内容そのものについて反対しているのではなく、むしろ使用禁止を前提としながら保障措置などを欠くガス議定書を時代遅れと評したのである。<sup>(41)</sup> このことはさまざまのソ連決議案批判にもかかわらず

反対票は全然なく、ソ連を除くすべての国が棄権したことに示されている。また米国以外の諸国が米国の見解に組したのも多分に政治的意図がうかがえる。ソ連決議案が宣伝のキャンペーンに利用されるものだという彼らの主張はその背後には朝鮮での細菌学兵器使用の嫌疑と直接関連性のあるこの問題を安全保障理事会で決議することによる米国の不利を救おうとする意図に基づくものであったろう。<sup>42</sup>

次に国際連合で化学・細菌学兵器使用禁止問題が取りあげられたのは、ベトナム戦争での米軍のガス使用が明るみに出された一九六六年末<sup>43</sup>であった。そして今度は総会の第一（政治）委員会（十一月二三日）さらに本会議（一二月五日）において、ガス議定書の原則と目的の遵守さらに本議定書への加入を勧奨する決議が採択された。

第一委員会ではまずハンガリーの提出した決議案に対して他の諸国が修正案を示し、結局カナダ、イタリア、英国および米国の四ヶ国共同修正案が賛成一〇二、反対なし、棄権三で採択された。<sup>44</sup>この決議はすべての国にガス議定書の原則と目的の厳格な遵守を要請し、かつこれらの目的に反するすべての行為を禁止する、というものであった。さらに本会議で採択された決議（賛成九一、反対なし、棄権四）も次のように同様のことを要請している。

「総会は、

国連憲章および国際法の原則に導かれ、大量破壊兵器はすべての人類に対する危険となり文明の受入れられた規範と両立しえないことを考慮し、……

戦争行為に関する国際法規則の厳格な遵守がこれらの文明の基準の維持のために利益となることを確認し、

一九二五年六月一七日の窒息性、毒性またはその他のガスおよび細菌学的戦争方法の使用禁止のため  
のジュネーブ議定書は多くの国によって署名批准されかつ承認されていることを想起し、……

(→) 一九二五年六月一七日ジュネーブで署名された窒息性、毒性またはその他のガスおよび細菌学的戦争方法の戦争における使用の禁止のための議定書の原則および目的をすべての国家が厳格に遵守することを要請し、かつこれら

の目的に反するすべての行為を禁止する。

(二) 一九二五年六月一七日のジュネーヴ議定書に加入するようすべての国家に勧奨する。<sup>(45)</sup>

この決議の内容は一九五二年安全保障理事会に提出されたソ連決議案よりさらに一步進んだ要求を国家に勧告している。つまり、ガス議定書未加入国にそれへの加入を勧奨するのみならず、化学・細菌学兵器を含む大量破壊兵器の使用が文明の受入れられた規範からは認められないという前提のもとで、ガス議定書加入国と否とを問わずすべての国家に議定書の原則と目的の遵守を要求しているのである。もっとも、ガス議定書の原則と目的とは何を意味するかについて、第一委員会ではこれを提案したカナダなど四ヶ国修正案中には説明されていないが、少なくとも同議定書の主たる内容すなわち「窒息性、毒性または……」と「細菌学的戦争方法」の使用禁止を指すものと解さねばならないであろう。従って、右の決議は、化学・細菌学兵器の使用が文明に反するものとして慣習法上禁止され、それがガス議定書において確認されていることを認め、これらの兵器を現に使用している疑いのある国家のあることに直面してこの確認をさらに強調しようとするものであるといえよう。総会の決議は勧告以上の力はないけれども、この決議がいかなる反対もなくわずか棄権四票を出すのみで採択されたことは、ほとんどすべての加盟国が現在においてもこの確認に異議のないことを示しているとみてよいであろう。

そのほか、赤十字国際会議でも幾度かガス議定書の批准を勧める決議などが採択され、その成果が若干得られている。<sup>(46)</sup>

このように第二次大戦後の国際連合や赤十字での化学・細菌学兵器使用禁止問題の取扱いは概していえば、戦前の軍縮会議などで示されたようにガス議定書の不十分な点を補ない何らかの新しい規則を作成する意図よりも（もっとも後述のように核兵器を中心とする完全軍縮プランの一環として化学・細菌学兵器も考察対象とされる場合はある）、ガス議定書の文言の欠陥は意識されてもこの点にはほとんど触れずに、その目的や原則を再確認しそれへの加入を勧

契することによって、ガス議定書の内容と考えられる化学・細菌学兵器使用禁止の慣習法ともいうべきものを文明の受入れられた規範として現時点でも承認する方向を示している。

最後に、一九六六年国際人権年に因んで国連総会により召集された「人権に関する国際会議」(テヘランで開催)は多くの決議を採択したが、その中にガス議定書の評価に触れたものがある。すなわち、その決議二三で、同会議はガス議定書の規定が「あまねく受入れられまたは適用されてこなかったことそして近代的発達に照らした修正を必要とすることを考慮し」と述べられている。<sup>(48)</sup>「あまねく受入れられまたは適用されてこなかった」というのは、ガス議定書を批准し、またはそれに加入していない国がありまた実際にそれに違反した国があったという意味なら問題はないが、拘束力ある国際法規として受入れられ適用されてこなかったという意味ならば、われわれがすでに検討したように歴史的にみて正しくないであろう。またとくに禁止兵器の近代的発達に伴ってガス議定書修正の要求が増大するのは当然であろうが、このことは同議定書の使用禁止規定が現在すでに無意味でそれとは別個の内容の規定を必要とするというのではなく(それは同決議がガス議定書への加入を未加入国に勧めていることからみても判断しうる)、使用禁止を確認したガス議定書の精神に則って同議定書をよりよく生かすために現在の化学・細菌学兵器の発達に適応した規定を必要とするという意味に解されるならば肯定されよう。そしてもし将来化学・細菌学兵器に関する新条約が作成されることがあるとすれば、その際には第二次大戦前の軍縮会議などで示された諸提案は大いに参考になるであろう。これはとにかく今後の問題であるが、このテヘラン会議によって第二次大戦後はじめてかなりはっきりとガス議定書修正の必要が叫ばれることになったのは注目ししよう。

四 ここでガス議定書に関する諸国の態度を簡単に見ておくことは無駄ではない。本議定書に署名した二八ヶ国中ブラジル、日本、ニカラグア、サルバドル、米国がまだそれを批准せず、また武器取引締会議に参加してしかも議定書に署名しなかった国のうちコロンビア、パナマだけがまだ加入していない。そのうちサルバドルとニカラグアは一

九二三年の中央アメリカ問題特別會議で採択された軍備制限条約（その第五条は一九二二年ワシントン条約第五条に従ったもの）に加わっている。だから、一九二五年の武器取引取締會議に参加しながら、まだガス議定書またはそれと類似の条約の締約国となっていない国はほんのわずかである。また一九六七年九月一日現在の批准または加入国は五八ヶ国であるから、まだガス議定書の締約国でない国は多数存在することは確かである。しかし、それらの国の多くは第二次大戦後独立を達成した新興諸国であって強力な化学・細菌学兵器を所有しているとは思えない。従って、未批准、未加入国のうち発達した化学工業を背景として膨大な化学・細菌学兵器所有国と考えられ、しかもガス議定書の締約国となっていないのは、依然米國（および第二次大戦までの日本）ぐらいであろう。

米國は既述のように一九九九年のハーグ平和會議で毒ガス禁止宣言の採択に反対して強固な立場を示したが、第一次大戦後は一転してワシントン条約、ガス議定書における化学・細菌学戦禁止規定成立のための熱心なプロモーターとなった。しかしその後、軍縮會議準備委員会や軍縮會議では米國はこの問題について熱意を失っているように見える。また米國上院はガス議定書の批准を行わず、ついに一九四七年には米國大統領はこれを上院の審議表から撤回している。第一次大戦後一時米國が化学戦禁止のリーダーとなったのは、ワシントン會議での米國代表団諮問委員会の報告書などに述べられているように、第一次大戦での大量のガス使用に対する反省として米國民のガス戦争に反対する人道的感情の高揚を無視しえなかったからであろう。しかし、すでに一九一九年五月二〇日の議會へのメッセーシの中でウイルソン大統領が示したように、米國は一方では軍縮問題の検討に参加しながら、他方では多くの強力な化学工業の維持育成に気を配る政策をとったのである。第一次大戦後、米國のヨーロッパ諸國を凌駕する化学（染料）工業の発達と第一次大戦中設置された「化学戦部（Chemical War Service）」を中心とする化学戦準備の進展のため、米國の化学コンツェルンや軍部はその活動を拘束する恐れのあるガス議定書批准を阻止する方向に傾いたのは当然であろう。もっとも軍縮會議などでの米國の主張は化学戦禁止に全く反対ではなく、むしろ催涙ガスのような

非致死性のものは禁止ガスに含まれないというように、使用禁止の対象となる化学兵器の範疇を制限する態度に出ているように見える。また第二次大戦中ルーズベルト大統領は「化学兵器の使用は文明化された人類の一般世論によって違法とされてきた」と声明し、ドイツ軍が先に化学兵器に訴えないかぎり米国も同様の兵器を使用しないことを宣言した。<sup>(52)</sup> このことから第二次大戦までは米国もガス議定書の内容を否定する意図はなく、化学・細菌学兵器使用禁止の慣習法は認めてきたと解してよいであろう。ところが一九五六年の米国陸戦提要 (The Law of Land Warfare) によると、「三八、ガス、化学薬品および細菌学的戦争方法」の項目中に「米国は毒性または無毒のガス、煙霧または焼夷物質あるいは細菌学的戦争方法の戦争における使用を禁止しまたは制限する現に有効ないかなる条約の当事国でもない」といい、ガス議定書についても「米国上院は勧告を行ない米国によるガス議定書の批准に同意を与えることを差控えてきた、従ってそれは本国を拘束しない」と述べている。<sup>(53)</sup> この表現から見ると、米国がガス議定書に拘束されず、そのかぎりにおいて（慣習法を考慮に入れなければ）化学・細菌学兵器の使用を自由に行なうという意味にもとれよう。この提要は化学・細菌学戦禁止に関する慣習法の内容を直接には述べていないが、「三七、毒」の項でハーグ陸戦規則第二三条(a)の毒または毒を施した兵器の使用禁止の規則は「もっぱら軍隊の消費に当てられる（もしこの事実が確認されうるなら）作物を人間に無害の化学薬品または細菌作用によって破壊する」ためにとられる措置を禁止しないと規定している。このことは反対解釈すれば、人間に直接有害な化学・細菌学兵器の使用はハーグ陸戦規則第二三条(a)つまり慣習法上禁止されるものと考えられていることを示すであろう。また一九六六年一月七日国際連合総会第一委員会がハンガリー代表がベトナムでの米軍のガス使用を非難したとき、米国代表は「無辜の人に対する侵害を避けるために必要なときに」催涙ガスを使用することはガス議定書違反ではないと反論した。<sup>(55)</sup> このことは、催涙ガスは除くとしても、ガス議定書の規定する禁止は同議定書を批准していない米国をも拘束すると米国自身認めていることを示している。このように陸戦提要にせよ米国の答弁にせよその表現は不明瞭ではあるが、慣

習法上の化学・細菌学戦禁止——作物を破壊する目的の化学・細菌学兵器使用や催涙ガスの使用を認める点でやや疑わしく不十分ではあるとしても——を無視しているとは言いつれない。しかし提要在明瞭に慣習法上の化学・細菌学兵器使用禁止を述べず曖昧な表現のまま残したのはむしろそれが同提要起草者の意図であったのかも知れない。

また日本は第二次大戦後憲法により戦力保持が禁止され化学戦部隊もなく、従って化学戦に関する政府の態度も表明されていないが、戦前の「戦時国際法規綱要」(一九三七年五月)<sup>(56)</sup>中の「第五部 化学戦、焼夷戦、細菌戦摘要」は、「有毒物質、病菌等ヲ戦争方法トシテ用フルコトヲ禁スル」数箇の国際約束、条約案をあげ、「現在有効ノ国際約束ハ、其ノ規定内容完全ナラザルノミナラズ、締約國ガ世界各国ヲ網羅スルニ至ラズ、随テ一朝有事ノ際、禁止ノ目的ヲ達シ得ルヤ否ヤ、多少疑問ノ點ナキニ非ザルモ、斯ル戦争方法ハ規定ノ有無ニ拘ラズ、原則トシテ禁絶セラルベキモノト概念スルヲ至當トス。」(傍点筆者)としている。そのみかこの摘要の説明は一九三二年軍縮会議での諸提案の内容を「参酌採用」している。日本もガス議定書を「諸種ノ都合上」<sup>(57)</sup>批准していないとはいへ、右のような説明と使用禁止の趣旨(同摘要はその趣旨を「人道武士道ニ根源ヲ置キ、非戦闘員ヲ保護スルト共ニ戦闘員ニ対シテモ不必要ノ苦痛ヲ與フルコトヲ避ケントスルニ在リ」という)からみて、同議定書の内容を否定する意図はなかったと思われる。

次にガス議定書を批准しまたはそれに加入した諸國のうち事件などに際して同議定書に関する見解を表明した主な國について見てみよう。ガス議定書違反の問題が生じた最初の例は一九三五—六年のイタリア・エチオピア戦争における前者のガス使用であった。戦争勃発時兩國ともすでに議定書当事國であった。エチオピアはイタリアのガス使用をガス議定書違反であると非難したが、イタリアはそのガス使用の理由をエチオピアの戦争法違反に対する復讐であると正当化した。<sup>(58)</sup>こうした復讐が国際法上認められるか否かは別として(後述)、イタリアもガス議定書が同國の使用したガスを禁止しており、それを遵守しなければならないということ自体は少なくとも否定していない。

この戦争後、ガス使用の恐怖が広まったのは第二次大戦においてであった。一九三九年九月二日発表された英仏宣言は両国政府がガス議定書の文言を守る意図を再確認し、ドイツ政府に対して同じことを保証する用意があるかどうかを照会した。この照会に対してドイツ政府は、戦争継続中ガス議定書の中心を構成する禁止を遵守するが敵が議定書の規定に違反した場合には完全な行動の自由を留保する、と答えた。<sup>(59)</sup> チャーチルは一九四二年五月一〇日のラジオ放送を通じてドイツがソ連に対しガスを使用すれば英国はドイツの軍事目標に対しガス戦争を遂行する制空権を行使するであろうと警告した。<sup>(60)</sup> また彼は後に英国下院における質問に答えて、政府は敵によるガス使用を確認するまでは復仇措置はとらない、と述べた。<sup>(61)</sup> このように第二次大戦中、多くの化学兵器をもつ米英仏さらにドイツも共に相手がまずガスを使用した場合の復仇の権利を留保しながら、ガス議定書の禁止規定を遵守する態度を示した。

第二次大戦後もたとえば一九五八年の英国の陸戦提要 (The Law of War on Land) は、まず敵戦闘員の破壊手段を制限する国際協定の一つにガス議定書をあげ (一〇九節)、次に不必要な苦痛を与える兵器 (一一〇節) に続けて、一一一節では「同様に、毒および毒を施した兵器、窒息性、毒性またはその他のガスおよびすべての類似の液体、物質または考案および細菌学的戦争方法の使用は禁止される」と規定する。<sup>(62)</sup> その下註の中でこれはハーグ陸戦規則第二三条(a)とガス議定書の内容であることを付記している。つまり英国はガス議定書の締約国であり、議定書を遵守するのは当然であるが、議定書の内容は不必要な苦痛を与える兵器や毒または毒を施した兵器と同じ理由で慣習法でも禁止されていることを確認したものとみられよう。

また国際判例については、ニュールンベルグ国際軍事裁判所、東京極東軍事裁判所その他第二次大戦後の戦勝国の軍事法廷では、化学・細菌学兵器使用に関する問題はほとんど取りあげられなかったといつてよい。ただ唯一の例外としてハバロフスクのソ連軍事裁判所 (一九四九年一月二五日—三〇日) は、細菌学兵器の準備・使用の廉で起訴された元日本軍軍人一二名に対して、細菌学戦は平和愛好諸人民に対する侵略の一般的陰謀の一部であり、その大量



殺戮を予定したものであるとして、有罪判決を言渡した。<sup>(63)</sup>この判決はソ連の裁判所が細菌学兵器使用（この場合細菌学戦準備も起訴理由とされているが準備の中にはいわゆるマルタに対して細菌を使用した生体実験も含まれており、この意味では準備も細菌学兵器使用の中に含まれよう）を、必ずしも明確ではないが、慣習法上禁止されたもの従ってガス議定書未批准国（日本）をも拘束するものあるいは人道に対する罪の範疇に入るもの<sup>(64)</sup>と考えていたことを示すものであろう。

右に瞥見したガス議定書をめぐる諸国の態度の説明は、資料不足からかなり断片的なものにすぎないが、第二次大戦当時相当の化学（細菌学）戦準備がなされていたと考えられる主要国の主張を見るという目的は達せられたであろう。要するにガス議定書を批准していた諸国はいうに及ばず、それを批准していない米国（日本）も積極的に議定書の内容を否定していない。議定書の禁止規定は全体的には現在までよく遵守されてきているといいうる。

また国家以外にも国際連盟、国際連合のような国際機構さらに赤十字国際会議などが諸決議によってガス議定書の遵守を何度も訴えてきたことはすでに幾度か指摘した。

\* \* \* \* \*

慣習法、毒ガス禁止宣言、ガス議定書の成立過程やその後の展開の分析を通じて引き出しうることは、すべての化学・細菌学兵器のあらゆる方法による使用が国際法上いかなる国家にも禁止されていることである。<sup>(65)</sup>このことはもちろん戦闘員に対してのみならず同時に一般市民に対しても使用が禁止されていることを意味する。そして第一次大戦後の化学兵器問題審議の跡を振り返ってみれば、化学・細菌学兵器使用禁止を明文化する努力の傾けられた最大の理由は、戦争形態の変化や科学技術の発達に伴ない禁止兵器の使用により及ぼされる一般市民に対する影響の甚大さが考慮されたことに基づく。化学・細菌学兵器の使用禁止が国際法上確立された原則であることはすでに確認したが、このことは一般市民がこれらの兵器から十分に保護されまたその保護が保障されていることを意味するのではもちろん

ない。現在の国際社会および国際法の構造からいって、禁止兵器の準備が廃止されず、またその使用に対する制裁制度が確立しないかぎり、使用禁止規定の存在だけでは一般市民の法的かつ事実上の保護は十分になされているとはいえない。

〔註〕

- (1) Preparatory Commission for the Disarmament Conference. 準備委員会設置を勧めた理事会特別委員会報告については *League of Nations, Official Journal, February, 1926. p. 164 et seq.* 参照。なお、準備委員会の構成メンバーは (a) 理事会の構成国、(b) 軍縮問題につき地理的に特別の位置を占める諸国中から選ばれた国すなわちブルガリア、フィンランド、オランダ、ポーランド、ルーマニア、セルブ・クロアチア・スロヴェーン、ならびにドイツ、米、ソ連。(Ibid.) また同委員会の作業については *Report by the preparatory commission for the disarmament conference, (Official No. c. 690, M. 289, 1930 IX pp. 30-35)* 参照。
- (2) この第三項は共同提案中にはなく、右提案の修正として挿入されたものである。
- (3) *League of Nations, Documents of the preparatory commission for the disarmament conference, series III (Official No. : C. 195, M. 74, 1929, IX) Geneva, May 25th, 1929 pp. 50, 52, 54.*
- (4) *Ibid.*, p. 49
- (5) *Ibid.*, p. 62, なお、第三、第四項をめぐる議論については後述。
- (6) *Ibid.*, p. 72.
- (7) ヘルギー案に対して、ギリシャ代表ポリティス (Politis) は化学戦に関する第四章を削除し、条約案の最後に最終条項 (final article) として「各締約国による本条約の批准は事実上一九二五年ガス議定書に対するいかなる留保も付さない加入を含む」という提案をした。そのためこの二つの提案が投票に付され、ヘルギー案の原則が一三対七(七票はギリシャ案に賛成)棄権三で可決され、ついでヘルギー案テキストが一対一〇で採択された(一九二九年四月二三日第一〇回会期)。(Ibid., pp. 78-80)
- (8) *Draft Convention of the Preparatory Commission for the Disarmament Conference (Part V, Chemical Arms, Article 39). (Disarmament-Preparations for the general Conference (February 1932). Information Section,*

League of Nations Secretariat, Geneva p. 111)

(9) 小国共同提案の説明の際、ヘルギー代表はこの提案内容の起源について井泉への毒投下を禁ずる古い国際法の原則(慣習法)にまで遡り、今日のガスや細菌散布の禁止も同じ原則によつてゐるとした。またこの野蛮な方法を使用するいかなる国も、たとえそれらを使用しない約束を特別にしていなくても、国際法の本質的かつ基本的原則を侵すことになると述べた。

(League of Nations, Official No. : C. 195. M. 74. 1929. IX. op. cit., pp. 50. 52)

(10) 英国は一九三〇年一月準備委員会に、催涙ガスの使用はガス議定書や軍縮条約案第五部の規定に反するかどうか点についてメモランダムを提出した。英国の解釈によれば、若干のガスは他のガスほど致死的でも残酷でもない。しかし、何らかのカテゴリの許されたガスを認め、その使用に必要な装備の製造を是認することはきわめて危険であるから、国際社会はこの戦争方法を全面的に根絶することに努めるといふ正しい政策をとり入れたとして、「窒息性、毒性または……」の使用禁止は催涙ガスをも含むと判断する。(Annexes to the Minutes of the Sixth Session (Second Part), Oppenheim-Lauterpacht, International Law, Vol II. 7th Edition, p. 344 参照)

(11) 英国と同様の解釈に賛成した国はフランス、セルビア、チエコスロバキア、日本、スペイン、中国、イタリア、カナダ、トルコである。

(12) Disarmament-Preparations for the General Conference, op. cit., pp. 42-43.

(13) League of Nations, Official No. : C. 195. M. 74. 1929 IX. op. cit., pp. 72-73.

(14) 「絶対的」といふ原文はヘルギー案では unconditionally で、採択された第三九条では unreservedly になつてゐるが、起草過程からみてもこのことによつて意味が変えられたようには思えない。

(15) Ibid, p. 72.

(16) なお、第三九条の細菌学的戦争方法禁止については、化学兵器使用禁止の場合のように「戦争に」という限定句がないから平戦両時を問わずまた内戦(叛徒に対する交戦団体承認が行なわれない場合)にも適用されるものと考えることができよう。

(17) Ibid, pp. 49-50. p. 82

(18) この特別委員会は一四カ国代表(オーストラリア、ブラジル、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、オランダ、ポーランド、スペイン、スイス、ソ連、米國)から構成される。本特別委員会はイタリアのピロッチ(Pilotti)を委員長に、オランダのルトゲルス(Rutgers)をラポルトゥールに選出した。(Official No. : Conf. D. 120. Geneva,

May 31st, 1932. Chemical and Bacteriological Weapons Special Committee, p. 210)

(19) 第三の基準とは一般市民を著しく脅かすもの。なお三つの基準については、前号七四頁参照。

(20) *Ibid.*, pp. 214-215.

(21) *Ibid.*, pp. 211-212.

(22) *Ibid.*, p. 213.

(23) 一般委員会の決議（一九三二年七月二三日）中に次のように具体化されている。「化学・細菌学および焼夷戦争は、特別委員会が一致して勧告した条件の下で禁止されるべきである。」(League of Nations, Official No. : Conf. D. 142.

Report submitted to the bureau on the prohibition of chemical warfare and violations of the prohibition to use chemical, bacteriological and incendiary weapons. Geneva, October 25th. 1932. p. 2)

(24) 会議事務局は第二回全体会議（一九三二年九月二二日第一七会合）でピロッチに対して「化学・細菌学・焼夷兵器の問題とそれらの使用に関する規定の違反についての問題に関する報告を求めた。(Ibid, p. 1)

(25) 提案や宣言を行なった国はオーストリア、デンマーク、ドイツ、イタリア、ラトヴィア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、トルコ、ユーゴスラビア。

(26) *Ibid.*, pp. 3-4.

(27) *Ibid.*, pp. 9-10.

(28) この特別委員会（前の「化学・細菌学兵器特別委員会」を改称したもの）に対して、十一月一日事務局は質問事項（questionnaire）を付託。その内容は、化学・焼夷・細菌学兵器の準備の禁止、準備禁止の監視、使用禁止違反に関するもので、使用禁止そのものについては質問対象とされなかった。そのため特別委員会の回答（Official No. : Conf. D. 152）も使用禁止問題には触れていない。

(29) League of Nations, Records of the Conference for the Reduction and Limitation of Armaments, Series B. Minutes of the General Commission, vol II. Geneva 1933. pp. 630-631.

(30) 化学戦に関するものは第四編（Part IV）（第四七条—第六二条）に規定されている。Draft Convention submitted by the United Kingdom Delegation, Corrigendum to Document. League of Nations, Official No. : Conf. D. 157. Geneva, April 28th 1933. pp. 1-3.

- (31) *Ibid.*, pp. 1-2.
- (32) League of Nations, Official No. : Conf. D. 152. Geneva. December 13th, Chemical, Incendiary and Bacterial Weapons Special Committee, Reply to the Questionnaire submitted by the Bureau to the Special Committee, pp. 8-9.
- (33) たゞせば、人体または動物体に有害なすべての化学物質が禁止されると規定しても、有害か否かの判断は程度問題であるから必ずしも画一的になされず、主観的解釈の余地が残されている。
- (34) 一九五二年六月一八日ソ連は安全保障理事会に「細菌学的戦争方法の使用禁止のための一九二五年ジュネーブ議定書への加入またはその批准を要求する諸国への訴え」という項目を臨時議題に加えるよう要求し、やや表現は変えられたが、これが正式議題とされた。(Year Book of the United Nations, 1952. p. 323)
- (35) *Ibid.*, p. 323.
- (36) *Ibid.*, p. 323.
- (37) *Ibid.*, p. 324.
- (38) *Ibid.*, p. 324.
- (39) *Ibid.*, pp. 323-324. これに対してソ連は細菌学兵器の製造の性格そのものからみて、国際的監視は完全ではなく効果のないものであると反論した。(Ibid., p. 325)
- (40) *Ibid.*, p. 326.
- (41) なおソ連は米国の見解を次のように批判している。米国がガス議定書批准を拒否するのは同議定書が時代遅れのものとなったからではなく、一九二六年米国上院で述べられ、今日も同様に当嵌る次のような理由による。第一に、化学兵器は製造が比較的安価でかつ戦争における使用により効果的である。第二に、他の諸国と人民を信用しない。第三に、米国在郷軍人會連盟、他の軍事団体およびガス議定書の批准により生産や利益に影響を蒙むことを恐れる米国化学コンツェルンの反対で否。(Ibid., p. 325)
- (42) 米国は「ソ連決議案を軍備縮少委員会に付託する」という動議を提出していたのであり、米国見解に賛成した諸国もこの動議を支持した(Ibid., p. 324)。しかしソ連決議案否決後米国はこの動議を撤回した(Ibid., p. 326)ことからみて、この動議はソ連案否決のための手段として使われたと考えられる。

- (43) 一九六六年一〇月三十一日ベトナム民主共和国の調査委員会報告書が発表されている。
- (44) Twenty-First General Assembly, First Committee, 1462nd Meeting PM Summary. Press Release GA/PS/1329. 23 november 1966. p. 1.
- 棄権はキューバ、フランス、ガボン。なおハンガリー案提出から四カ国修正案採択に至る経過の概要は次のようである。ハンガリー代表が一月七日第一委員会に提出した決議案は、(1)ガス議定書の確立した原則と規範をすべての国が厳格かつ絶対に遵守する、(2)化学・細菌学兵器使用を目的としたいかなる行動をも禁止する、(3)人類とその生存手段を破壊するための化学・細菌学兵器の使用は国際犯罪である、という三つの主文を含んでいた。そしてこの提案を行なったハンガリーの意図はベトナムでの米軍の行動にだけ向けられているのではなく、化学・細菌学兵器禁止が一般完全軍縮を達成する努力の一部となるということであった。これに対してカナダ、イタリヤ、英国そして米國はハンガリー案の三つの主文を削除してガス議定書の原則と目的の遵守を要求し、それに反するすべての行為を禁止するという修正案を出した。またケニア、ウガンダ、タンザニアなど八カ国は主としてハンガリー案の第二、第三項を修正して(2)人類とその生存手段の破壊のための化学・細菌学兵器使用を咎め、(3)すべての国に対しガス議定書に加入するよう勧奨する、とした八カ国修正案を提出した。ハンガリーはこの八カ国修正案を受入れ、改訂決議案とした。そこでカナダなど四カ国は右の改訂決議案の主文全部を削除するのではなく、その第三項を生かし、唯一の主文として「一九二五年ジュネーブ議定書の原則と目的をすべての国家が厳格に遵守することを要請し、かつこれらの目的に反するすべての行為を禁止する」とするなどの修正案にかえた。この四カ国修正案が最後に賛成一〇一、反対〇、棄権三で採択された。(Twenty-First General Assembly, First Committee, 1462nd Meeting (PM) Press Release GA/PS/1329. 23 november, 1966. First Committee TAKE I. 5. 6. 7. Year Book of the United Nations. 1966. pp. 22-23. 「軍縮時報」第二号軍縮問題の経緯三五—三八、四二—四三頁参照。)
- (45) 決議 2126 (XXI) B. なお棄権は中央アフリカ、ホンジュラス、レソト、ルワンダ。
- (46) 一九五二年の第一八回赤十字国際会議(トロント)は朝鮮戦争での細菌学兵器使用を考慮してか、決議一七で「細菌学兵器が人類にとって最も重大な危険の一つであることを考慮し」まだガス議定書を批准していない政府に対し各国赤十字社がその批准を遅滞なくかつ留保なしに行なうよう要請してゐる。(Resolutions XI<sup>me</sup> Conférence Internationale de la Croix-Rouge, Toronto, juillet-août 1952. pp. 8-9). ついで第二〇回赤十字国際会議(既述)も同議定書への加入を未加入国に勧めている。また赤十字国際委員会は一九六六年七月二十七日ガス議定書に加入していない八〇カ国の政府に対して

それへの加入を要請し、若干の成果をあげた。これによってガス議定書に加入または加入の意思を示した国またはそれに準ずるものは法王庁、モナコ、キプロス、コートジボアール、モルディヴ、コンゴ民主共和国、ラオス、ホンジュラス、ガイアナ、ジャマイカ、グアテマラ、アルゼンチン、サンマリノ、フィリピンである。(Revue Internationale de la Croix-Rouge, février, 1967. p. 52)

(47) 国連総会は一九六五年二月二〇日の決議 2081 (XX)で、世界人権宣言採択二〇周年にあたる一九六八年に人権宣言に含まれている原則をさらに促進するため、人権に関する国際会議を召集することを決定していたが、この会議の目的は(a)世界人権宣言採択以来人権の分野でなされた進歩を再検討し、(b)人権の分野で国連のとった方法の効果を評価し、(c)今後のプログラムの準備作成することであった。この会議には八四カ国政府が参加し、テヘラン宣言と二九におよぶ決議が採択された。

(Final Act of the International Conference on Human Rights, Teheran, 22 April to May 1968. pp. 1-3).

(48) 決議二三は「武力紛争における人権」と題する長文の決議である。(Ibid, p. 18).

(49) Prentiss, op.cit., p. 646.

(50) 第一次大戦中使用された戦用ガスはほとんどすべて染料工業の産物であったが、第一次大戦勃発時ドイツ染料工業は世界の六分の五を占めていた。それに対して米国には当時染料工業はほとんど存在しなかった。しかるに第一次大戦直後の一九二〇年

国名	1913年		1920年		1933年	
	生産量	人口	生産量	人口	生産量	人口
ドイツ	308.560.000	85.91	103.368.809	35	145.000.000	37
米国	6.612.000	1.84	88.263.776	30	100.953.000	25
英国	9.111.000	2.54	45.000.000	15	52.945.000	14
日本	4.408.000	1.23	8.016.879	3	35.000.000	9
フランス	2.204.000	0.61	15.555.657	6	24.000.000	7
スイス	22.040.000	6.14	26.000.000	9	20.000.000	5
イタリア	6.222.000	1.73	4.458.692	2	14.000.000	3
合計	359.157.000	100%	290.663.808	100%	391.898.000	100%

(註) 数字は重量ポンド (production lb. avoirdupois).

にはドイツの染料生産が戦前の三分の一に減ったのに対し、米国のそれは二二倍に増加し、主要国生産総量の三〇%を占めるに至った。こうして米国は第一次大戦後（一九三三年迄の段階で）ドイツに次ぐ染料生産国となった。また日本も第一次大戦後染料生産は飛躍的に増大し一九三三年は独米英につぐ生産国にのしあがったことに注目しておく必要がある。

なお、主要生産国の染料生産高の移り変りは前ページの表に示される。(Prentiss, *Ibid.*, pp. 636-645. 右表は米国通産省と米国関税委員会の提供したデータに基づく。)

- (51) 一九一七年米国は「化学戦部」を設置し、翌年六月から終戦まで米国ガス部隊は軍事行動に参加した。第一次大戦後も化学戦部は解散されず、ガスを使用するいかなる敵に対しても技術的に有利な立場に立つためにこの部で化学戦準備が進められた。(Hyde, *International Law, Second Revised Edition*, 1951, vol III. pp. 1819-1820, C. C. Hyde, *International Law chiefly as interpreted and applied by the United States*, vol II 1922. p. 319) また、ワシントン条約以後、政治家や軍人中にガス戦争肯定論者が増加しつつあり、たとえば化学戦に関する知識の普及などのために設置された American Chemical Society も一九二五年八月五日のロサンゼルス会合で、化学戦を禁止しようとする連盟理事会の見解を批判した。(三枝茂智「国際軍備縮小問題」昭和七年九六一—九六二頁)
- (52) Hyde, *op. cit.*, p. 1821
- (53) The United States President's Statement of 1943. 8 Department of State Publications (U. S.) No. 207.
- (54) The Law of Lland Warfare. FM 27-10. Department of the Army, July 1956 pp. 18-19.
- (55) Year Book of the United Nations. 1966. pp. 22.-23.
- (56) 「戦時国際法規綱要」(海軍大臣官房) 昭和二年五月。三〇五頁以下参照。
- (57) 「本議定書ハ兵器取引条約ト閣聯ヲ有シ居ル關係モアリ諸種ノ都合上未ダ批准ヲ了セザルモノト思ハル。」(右綱要三〇九頁)
- (58) 一三カ国委員会のアビールに対する一九三六年四月一三日のイタリア政府の回答。(Rousseau, *Le conflit italo-éthiopien devant le droit international*, 1938. p. 174.) この見解は四月三〇日のイタリア政府の覚書でも繰返された。(League of Nations, *Official Journal*, 1936. p. 580).
- (59) Spaight, *Air Power and War Rights*, *op. cit.*, p. 193.
- (60) 他と同様の警告は一九四三年四月二一日首相官邸 (No 10. Downing Street) から発せられた。ドイツがソ連に対してガスを使用するごう情報が流れてきたからである。(Ibid, p. 194)



(19) *Ibid.*, pp. 194-195.

(20) *The Law of War on Land, being Part III of the Manual of Military Law, The War Office, 1958.* pp. 40-41.

(21) 「細菌戦用兵器ノ準備及び使用ノ廉デ起訴サレタ元日本軍人ノ事件ニ関スル公判書類」外国語図書出版所「モスクワ、一九五〇年、七二頁以下判決状参照。

(22) 化学・細菌学兵器使用が人道に対する罪にあたるかどうかは、ハバロフスク裁判を除き他の軍事裁判所では具体的には問題にならなかつたとはいへ、なお別に考慮を要する重要な問題である。

(23) ストーンは、宣言や慣習法の積重ねにより、すべての毒性、窒息性その他のガスの使用禁止は法的にすべての國家を拘束するべきである。(J. Stone, *op. cit.*, p. 356) 同様の見解は Oppenheim-Lauterpacht, *International Law*, vol 2, *op. cit.*, p. 344. なお信夫淳平博士(前掲書四三三—四三六頁)は毒ガス禁止はその種類と使用の場所により判断すべきで一概に毒ガスを違法と判断しえない、とされる。

## (2) 一般市民保護の法的保障

国際社会の現段階においては、一般市民が化学・細菌学兵器の犠牲から免れるためには、単にその使用が国際法上違法であるというだけでは十分ではなく、これらの兵器の準備が禁止されることあるいは少なくともその使用を抑制しまたすでに使用された場合は制裁を加える保障措置がとられる必要がある。技術的観点からはすでに見たように、一般市民をそれから十分に保護することは不可能である。従って残されている方法は諸国間の協定により一般市民保護の方法を達成することである。つまり化学・細菌学兵器廃止と、もしそれが実現しない場合万一の使用に対する制裁方法を法的に確立することである。この二つの側面を順次検討し、これらの法的保障が現在の程度確立しているかを確かめておこう。

### (イ) 化学・細菌学兵器廃止の問題

一 化学・細菌学兵器の使用を完全に封ずるための最良の方法は言うまでもなくこれらの兵器の準備を一切禁止することである。第一次大戦後のガス禁止運動の中心的課題は、その使用禁止もさることながら、いかにしてその準備あ

るいは所有を禁止するかという問題であった。この問題は多くの国際会議で討議され、また学者も化学軍縮のプランなどを公けにした。しかし化学（細菌学）軍縮の問題はきわめて実行困難な要素を含んでいる。エイシंगाはこの困難さが軍縮一般の遭遇するすべての厄介な要素に加えて、化学兵器特有の困難さによって倍加される<sup>2)</sup>と述べている。化学兵器特有の困難さの理由として、化学戦に用いられるほとんどすべての原料は平和産業で通常使用されるものである点あげられる。化学工業はいつも容易に軍事産業に転化しうる。この転化の容易さのためにそれを統制することは必然的に困難になるとともに、他方化学兵器産業を統制することが一層必要となる。このような化学工業の二重使用の性質は、学者によって「カメレオンの性質 (Caractère de caméléon)」と呼ばれる。この性質のために化学軍縮は極言すれば深刻なジレンマに陥る。すなわち、化学工業を平和面に限定するという希望を全く放棄するかまたはもし化学戦争を不可能にしたければすべての化学工業を禁止するか、の二者択一が要求される。しかし実際上後者の禁止は不可能であるから、前者の方法をとるしかないことになるのだろうか。第一次大戦後多くの国際会議で討議された化学軍縮問題はまさにこの点をいかに打破するか、つまり平和な化学工業を認めながら、しかもその軍事利用を禁止ないし制限する方法はないかという問題を摸索し続けたのである。そして当然のことながら化学工業のカメレオンの性質のためにそれは大きな困難に直面した。このために多くの会議では化学軍縮問題は失敗に終わったが、軍縮会議ではピロッチ報告や英国案の中に不完全ではあるが一応化学軍縮の具体案が提示された。しかし、それも軍縮会議の失敗によって成果は実らなかつた。第二次大戦後は核軍縮に付帯して化学・細菌学軍縮の必要も叫ばれているがまだ成功していない。ここではこのような化学・細菌学軍縮の努力を軍縮会議で展開された問題点を中心に検討しながら、その困難さを打破する方法とその限界を見極めておきたい。

二 化学軍縮の問題がはじめて国際会議で討議され明文化されたのは既述のパリ平和会議とそこで成立したヴェルサイユ条約第一七一条（および他の諸平和条約の該当条文）においてであった。その第一項で「窒息性、毒性またはそ

他のガスおよびすべての類似の液体、材料または考案」の「ドイツにおける製造および輸入」は禁止され、第二項で同様の禁止は「右物質または考案の製造、貯蔵および使用を、とくに目的とする材料に適用する」と規定されている。従ってまず化学兵器そのもののドイツ国内における製造および同国への輸入が禁止され、さらに化学兵器の製造、貯蔵、使用を、とくに目的とする、(specially intended for) 材料の製造および輸入がドイツに対して禁止されることになる。この禁止規定は敗戦国ドイツ(および他の敗戦諸国)に対する一方的な軍縮規定であって、他の諸国には何ら化学軍縮の義務が課せられていない。またドイツに対しても厳格な化学軍縮が義務づけられているのでないことは、第二項で化学兵器の製造などをとくに目的とする材料のみが禁止され、とくに目的とするものでない場合にはその材料の製造や輸入が禁止されていないことからわかるのである。このことは起草過程をみても明らかである。パリ平和会議でこの第一七一条二項がまず平和条約案第一三条として提出されたときには、「化学兵器の製造に用いられる材料」の製造、輸入が禁止されることになっていた。しかし、この文書を文字通り解釈すればほとんどすべての化学工業の材料はこの規定と抵触することになり、その製造、輸入が禁止されればドイツの化学工業は成り立たなくなってしまう。ドイツからの多額の賠償を要求しようとする連合および同盟諸国にとってこれは得策ではないと考えられ右の文言のかわりに「とくに目的とする」材料という表現を挿入する提案が受入れられて第一七一条二項として成立したのである。その結果、第二項の規定は有名無実となり、逆にドイツの化学兵器準備禁止の側面がかなり弱められることになった。つまり「とくに目的とする」という文言からみて、化学兵器の製造などに当るといふ主観的意図をドイツが表明しないかぎり、ほとんどあらゆる化学工業の材料の製造、輸入は禁止されない恐れがある。そしてこのような材料は容易に化学兵器に転化されるものである。また、この規定の遵守を監視する制度がヴェルサイユ条約には整っていない結果、ますますこの規定の実効性は乏しくなった。

このヴェルサイユ条約においてはやくも化学軍縮の困難さが露呈された。化学戦資材が平和産業と密接な関係をも

ちそれと切り離しては考えられないという事情が第一七一条二項の規定の仕方の中に現われている。「とくに目的とする」という文言はこのカメレオンの性質をもつ化学戦資材の一つの区別の基準を示すものであるが、主観的な区別方法であるためにそれがほとんど効果のないことはいまみた通りである。

その後、ワシントン会議、国際連盟の理事会や総会、武器取引取締会議などでもこの問題に触れているが、いずれも化学工業のこの二重性のために化学軍縮については概して否定的な態度が示されることになった。

ワシントン会議では化学軍縮はほとんど討議の対象とならず、ガス分科委員会のまとめた報告書も特定のガスの製造を制限することは実行不可能であると述べている。<sup>(5)</sup>

それに対して国際連盟はこの問題を何度か取りあげたが、結局かなり悲観的な決議を採択した。一九二〇年連盟理事会により常設軍事諮問委員会に付託された諮問事項中に化学軍縮の可能性についての質問があり、それに対する同委員会の見解は「平時におけるその製造の禁止または制限によって戦時のガス使用を減じようとするのは空しいことである」、「研究所の実験を禁止しようとすることは不可能である」、<sup>(6)</sup>「偶然の違法な使用に対し常に備えることのできるようにガスの研究を許す方が好ましいと考える」としている。しかし理事会はこの報告の内容よりもフランス代表ブルジョア (Bourgeois) の提案を受入れて、最も秀れた専門家の協力を得て効果的にガスの製造を禁止する方法を研究するという決議 (一九二〇年一〇月二八日)<sup>(7)</sup>を採択した。ところが一九二一年化学戦問題を審議した総会ではブルジョアの見解ではなく、英国代表ロバート・セシルの見解が支配的となった。セシル提案に基づいて設置された化学・細菌学戦特別委員会の報告書は、すでに詳しく述べたように化学・細菌学兵器の効果やそれに対する防護方法について詳細に述べているが、戦用ガスの性質に触れ「それらの化合物は決してとくに例外的な物質の種類に属するものではない。その大部分は通常の物質であり、普通平時の必要のために大量に製造され使用されている。だから『製薬産業と戦闘に使用される有毒物質の区別はほとんどなしえない』」<sup>(8)</sup>としている。この報告書を検討

した第五総会の決議は「平時の化学工業が戦時の化学兵器に容易にかつ迅速に転換せられることを認識し」諸国民がこのような兵器の使用を企てないように、紛争の平和的解決と安全保障の問題の解決によって戦争の原因を除去することの必要性に世界世論が気付くことを願っている。化学軍縮のための努力を放棄してむしろ直接に戦争廃止を世論に訴えているにすぎない。

一九二五年の武器取引締會議では毒ガス輸出禁止という形で問題が提起され、まず米国がそれに伴う困難な点として、第一に戦用毒ガスと平和産業用ガスとの区別、第二に毒ガス輸出禁止の結果起りうる毒ガス生産国と非生産国との間の不公平の問題を指摘した。米国代表の指摘した点は審議が進むにつれて認識が深まり、一般委員会で軍事委員報告を行なったイタリア代表は同報告の結論として、化学戦資材の平戦両用の性質を指摘し、平和的工場から化学兵器工場への転換の容易さのために、もし輸出禁止が実現されるならば化学工業国が非工業国に対して無限の優位を保証されることになろう、と述べた。さらに、化学製品輸出禁止は多くの場合実行が不可能であって、またたとえ可能であっても化学工業の発達した国に対しては何ら効果のないことを認めた。この會議に出席した諸国の大勢は右の見解に傾き、ガス議定書には輸出禁止については何も規定されずに終ることになった。ここでも化学工業のカメレオン性が輸出禁止協定の実現を阻害する要因として指摘されているが、さらにたとえ輸出禁止が実現するとしても化学工業国には大して痛痒なくかえって非工業国との間に不公平が生ずるといふ輸出禁止に関する別の阻害要因の存在することが示されている。要するに輸出禁止のみを要求する化学軍縮の方法はほとんど効果がないと考えられたのである。

このようにヴェルサイユ条約からガス議定書に至るまでの間、化学軍縮問題の発展はほとんどなく、諸国代表の集まる国際會議ではいかなる具体的提案もなされなかった。ただ国際法協會が一九二二年ブエノスアイレス会期で発表した「化学戦委員会」の報告は化学軍縮に関する条文案を諸国の討議の基礎として提出した。これは個人的資格の

国際法学者からなる国際法協会の提案にふさわしいかなり徹底した化学軍縮案であったが、逆にそのために利害の食違う諸国代表からなる国際会議では早急に実現しそうでないものであった。

その後、軍縮会議準備委員会において簡単な化学軍縮提案が示され、それをめぐって討議がなされた。この提案はすでにみたベルギー、ポーランドなど小国の共同提案の第三、第四項で次のような内容であった。

三 締約国は前二項に掲げられた戦争方法（すなわち、化学・細菌学的戦争方法）の使用の平時における準備をしないことを約束する。

四 締約国はさらに、化学または細菌学戦に使用しうる物質がこのような使用のために輸入、輸出または製造されるとき、締約国の領域内におけるその輸入、輸出または製造を許さないことを約束する。

この両条文には同委員会内で多くの異論が提出された。両条文をみれば、いままで化学軍縮がなされなかつた原因を探りそれに対する何らかの解決策を示すものでないことは明らかである。準備委員会での第三項の討議においてその文言の不明確さによる疑問（たとえば「平時に」準備を禁止するというのは逆に戦時においてはそれを許すことを意味するのか、準備禁止にはガスマスクなど防護方法の準備も含まれるのか、など<sup>(13)</sup>）のほかに、毒ガスが染料製造過程において容易につくられうることから、果して平時のガス準備を禁止すること自体可能であるかという疑問が提起された。<sup>(13)</sup> この最後の点については、準備委員会の設置した分科委員会がすでに否定的に答えていたのである。<sup>(14)</sup> 第四項の討議に入ると議論はさらに紛糾し、その中の「この使用のために」という表現のように各国の主観的動機に委ねる方法では効果のないことが指摘され、さらにこの第三、第四項にかわる新提案（ソ連提案、フランス提案<sup>(15)</sup>）も出された。しかし、それら新提案に対しても化学工業の平和利用と戦争のための利用の区別の困難性を必ずしも解決するものではないという批判が向けられ、いずれも採択されなかつた。結局、準備委員会の軍縮条約案中にはこの問題は全然触れられずに終った。

三 軍縮會議で採択された英国案には化学・細菌学軍縮に関する若干の条文が含まれている。その内容はすでにピロッチ報告やその後の「化学・焼夷および細菌学兵器特別委員会」の回答の中に示されていたものである。

まず、化学・細菌学兵器が質的軍縮の対象となるとした「化学・細菌学兵器特別委員会」報告を前提として作成されたピロッチ報告は、これらの兵器の準備禁止問題を正面から取りあげた。ピロッチ報告は、準備禁止（第二章）とさらにその遵守を保障するための監視（第三章）について詳しく論じており、かなり長文ではあるがその重要性に鑑みてそのほぼ全体（第二章は全文、第三章は要約）を引用しておく。<sup>(16)</sup>

## 第二章 化学・焼夷および細菌学的戦争方法の準備の禁止

原則として、化学・焼夷および細菌学的戦争方法の準備の禁止は平戦同時に妥当する。平時この禁止に対する例外はありえない。戦時おこりうる唯一の例外は敵自身が禁止兵器に訴えた場合である。復仇としてこれらの兵器のあるものの使用が一定の条件の下で許される以上（これは後にこの報告の第四章で検討する）その使用のための準備はこの場合には合法的とならう。化学・焼夷および細菌学的戦争方法の準備の禁止は二つの側面すなわち資材の製造・所有と軍隊の訓練の二面を含む。

### 第一節 装置および物質の製造と所有の禁止

この資材は防禦用資材（防毒マスク）と攻撃用資材（ガスとガス投射装置）の二種類に分けられる。

一 防禦用資材——化学・細菌学兵器が使用される場合、それに対してもっぱら戦闘員と市民を保護するための資材を禁止する理由はないように思える。禁止兵器の与える侵害を減少させるためのこの防護資材の存在は不謹慎な交戦者とその使用から引き出さる軍事的利益を減少させ、それゆえそのような交戦者にこの兵器に訴える誘惑を減少させることになる。

二 攻撃用資材——この資材は完全に禁止される。しかし化学兵器の特殊性のために、禁止の中に入る種々の要素に言及するのが適当である。それは三つある。

A もっぱら化学戦争の行為に適した装置の製造・輸入または貯蔵の禁止（ガス放射またはガス弾発射のための特殊装置）

これらの装置は存在するが、その禁止はたとえ遵守されても化学戦遂行にとって大きな障害とはなりえない。第一にそれらはただちに製造されうる比較的単純な装置であり、第二に化学戦はもし必要ならそれなしでも遂行されうるのである。これらの装置のうち最も普通のもを列挙することは確かに望ましいであろうが、その列挙は単に例示的なものにすぎない。もし会議事務局がその列挙が有益だと判断するならば特別委員会はそのリスト作成のために再び招集されよう。

**B もっぱら化学戦争の行為に適した化学物質の製造・輸入または貯蔵の禁止**

平和的に用いられない若干のガスは確かに存在する。特別委員会はこの種類の中に入る主たる化学物質のリストを作成するためにおそらく招集されよう。しかし、ここでは前の場合以上に、このリストは完全であるような印象も与えることを避ける配慮がとられねばならない。右に与えられた定義に符合する新物質の発見はありうる。さらに特別委員会は、もっぱら化学戦争行為に適したものとみなされていた物質が後に平和的使用にも適切であると判明する何らかの現実的可能性があるかどうかをわれわれに示すことができよう。そのような場合にはリストは修正されねばならない。国家の所有する右に述べた化学物質のいかなる貯蔵も条約発効のときには破壊されねばならない。

**C 必要の際、使用の意図のもとに、平和的および軍事的両目的のために、使用されうる装置および化学物質の製造・輸入または貯蔵の禁止**

この最後の場合非難されるのは装置や物質の性質ではなくて、それが生産されまたは貯蔵される意図である。

(a) この一般的禁止には、右に述べた装置や物質を軍隊に引渡すことの禁止、それらを軍事施設（兵器庫、要塞、兵営その他）に備え付けることの禁止またはそれらを軍隊の使用のために貯蔵することの禁止という補助的禁止が伴わなければならない。軍隊は戦闘用兵器以外の使用のためにそのような装置または物質（たとえばクロールリン・シリンドラー、消毒用のクロールリン）の一定量を必要とするならば、国家は軍隊による自由な処分に任せようとする量についておそらく発表しなければならない。これらの特別の禁止の価値はきわめて制限されたものではあろう。国家自身の所有する化学物質のいかなる貯蔵も条約発効のときに処理され実際に滅失されねばならない。



(b) 国家の領域内にあるあらゆる種類の工場施設で貯蔵されうる化学物質（それは軍事目的のための使用も可能である）の最高限度を各国毎に定めることは可能かも知れない。それには消費のための必要量とその必要量に見合う通常の貯蔵の見積りも含まれる。もちろんそのような見積りは実際上困難であろう。

## 第二節 訓練の禁止

訓練は防禦または攻撃のどちらかのために行なわれる。

一、化学・焼夷または細菌学的戦争方法の効果に対してもつばら人民を保護するための防禦的訓練は防禦資材に関して右に述べたと同じ理由で許されねばならない。

二、化学・焼夷または細菌学的戦争方法の実行のための訓練は完全に禁止されねばならない。

## 第三章 化学戦準備禁止遵守の監視

(要約) 化学戦に使用される物質の特徴は、それが発達した工業国で簡単に準備され、また平和的性質の製品が改造されることなく、またはきわめて単純かつ迅速な改造だけで化学戦争の手段として使用されうる点である。従って監視の問題はとくに困難である。

化学戦の訓練の禁止と化学戦争の行為にもつばら適した資材の製造および所有の禁止についての監視も困難ではあるが、その困難性は他の分野でみられる困難さと程度の差こそあれ同類のもの（たとえばガス放射器の製造は大砲の製造よりも隠蔽しやすい）である。だからこの監視は条約の規定する他の禁止の実施のため設置される一般監視制度と切り離せない。

他方次の二つの場合の禁止の監視はなお一層の困難を伴なう。第一はもつばら化学戦争の行為に適した物質の製造・輸入または貯蔵の禁止の監視であり、第二は平和的および軍事的両目的のために使用されうる装置および化学物質を必要の際戦争における使用の意図をもって製造・輸入または貯蔵することの禁止の監視である。

前者については、その製造の発見を企てようとするれば、工場の視察およびそこでの進展過程の注意深い研究を必要とする。この監視方法の効果はきわめて疑がわしい。化学工業の規模の大きさからみれば、しかも問題の生産物が製造過程の最終段階で僅かの

最終的变化を経るまでは戦用生産物とならないこともあるという事実からみれば、隠蔽することは容易であろう。またこのような場合の監視は産業スパイの危険を伴なう。その結果、多くの成果をもたらさずに軋轢に導くであろう。

後者すなわち平和的および軍事的両目的の使用に適する装置と化学物質の禁止の場合、監視はやはり困難である。監視は次の三つの事実を確認しなければならない。(1)生産高および現在使用されていないが使用可能な工場設備の部分 (2)消費に対する生産の過剰 (3)この過剰が、たとえば新しい生産過程の発見、誤まった経済予測または不景気による単なる偶然ではなく、化学戦を行なう目的で貯蔵する意図であること。

右のような化学物質生産過程の監視に伴なう困難さを顧みれば、ある方法の監視という考え方を放棄する方が適切のように思える。小さな成果を得るためにきわめて複雑な調査が必要となり、それは摩擦を引き起す。そこでかなり制限された監視方法から何らかの成果を得ることが可能かどうかを考えねばならない。その場合次の方法に頼ることにならう。常設(軍縮)委員会に化学戦特別委員会を設けてそれを活用する方法である。<sup>(1)</sup>しかし右の制限的監視はデリケートな問題で不完全な成果しかもたらさない。以上の理由で、化学戦準備禁止の遵守のための予防的監視に本質的に頼ってはならない。そして、化学兵器使用の際に適用さるべき制裁制度は予防的監視の欠点を埋め合わせるほど厳格でなければならない。(傍点筆者)

右のピロッチ報告は、まず化学・細菌学戦争の準備の平戦両時における禁止という原則を掲げ、例外的に戦時において復仇として使用する場合の準備を一定の条件の下に認める。そしてこの原則的禁止の内容の検討に入り、装置や物質の製造、所有の禁止と訓練の禁止の両面から考察し、ともに防禦用資材と防禦訓練は禁止から除外され、攻撃用資材と攻撃のための使用訓練を禁止内容としている。ところで實際上禁止困難な問題は主として攻撃用資材について提起される。そのうち、もっぱら、化学、戦用の装置や化学物質については、その準備禁止のために不完全ながらもそれらのリストを作成することが可能だと考えられているのに対して、平戦両目的に使用される装置や化学物質についてはやはり軍事的使用の意図という各国の主観的基準に頼らざるをえず、たとえ補助的禁止規定が追加されるとしても、これらの装置や化学物質の準備禁止はきわめて不完全なものとならざるをえない。これまで化学軍縮に対する最

大のガンと言われてきたのがこのように平戦両用の化学物質のカメレオンの性質にあったのであるから、ピロッチ報告もその点を克服しえたのではなく、各国の使用の主観的意図に頼らざるをえないという従来の考え方から一步も出るものではなかった。しかし、これまではこの点で考察が止まりそれ以上進んで検討されなかったのに反して、ピロッチ報告はさらに不完全ではあるが、準備禁止規定を履行させるために、準備禁止の遵守を監視する機関の設置の可能性についてかなり詳しく検討している。しかし、この監視についても、もっぱら化学戦争に適した物質と戦争の際使用の意図のある平戦両用の装置や化学物質の製造、輸入の禁止を監視しようとするれば、その国の化学工業の製造過程などを特別の監視機関が細かく検査せねばならず、必然的にその国との間に摩擦を引き起こし、それに反して監視の効果は少ない。従ってピロッチ報告はこの種の対象に対する監視を諦めている。他方、訓練の禁止とも、ばら化学戦用の装置の製造、所有の禁止については、困難はあるとはいえ(他の兵器の監視の場合と程度の差はあるとしても)監視は不可能ではなく、将来の軍縮条約の予定する監視制度に従わせることができるかとみている。このように監視そのものもととえそれが実施されても制限された範囲にしか及ばず、しかも平戦両用の化学物質を戦争に使用する意図のもとに製造、輸入することの禁止という最も監視を必要という対象に対しては監視はなされない。このことはこの監視の制度がほとんど効果のないものであることを示している。同報告書もこのような予防的監視制度の欠陥に気付いており、むしろ禁止兵器使用の際の事後的な制裁に頼らねばならないことを指摘している。

右のようにピロッチ報告の化学戦準備禁止およびその監視の規定は、その最も重要な核心となる点で従来の難問を解くことができなかつたが、化学軍縮の内容を分類して当時の段階におけるその可能性と限界をかなり明確に示し、以後の化学軍縮問題の審議の際の参考とされた価値は否定しえない。

次に「化学・焼夷および細菌学兵器特別委員会」の回答は、ピロッチ報告で準備禁止に関してその効果が疑問とされていた点をさらに技術的観点から掘り下げたものである。同回答中この問題に直接関係するのは、第一部化学戦

準備禁止、第二部化学戦（準備）禁止の監視、第四部細菌学戦準備禁止の部分である。<sup>(18)</sup> これらのうちピロッチ報告でも疑問とされあるいは十分分析されなかった点につき補足的に示しておこう。

まず、第一部準備禁止の中で、防禦用資材についてピロッチ報告はその準備が禁止されないことを述べたが、この回答は、防禦用資材の実験（とくに個別的防禦装置の効果の実験）のためには有毒物質を必要とし、ただその場合必要な有毒物質の量は化学攻撃に必要な量よりもはるかに少量で足り、その量を予見することは困難であるが制限することは可能であり、また、その実験の結果を公表するよう政府に要求することも可能である、としている。また、もっぱら化学戦争に適した装置または物質の製造、輸入および所有の禁止については、同回答は投射物、投射手段としては化学戦専用のもはほとんどないとし、もっぱら化学戦争に適した物質（マスタードガスや砒素化合物、しかし完全なリスト作成は困難）は普通最も効果的な化学兵器にランクされているから、その生産、所有が平時禁止されるなら相対的な程度の安全はえられよう（つまり戦争の際攻撃のための有毒物質の使用が遅れる）が、この禁止は化学戦準備の重大な障害とはならない、とみている。

さらに同回答は、平戦両目的に使用される装置や物質について述べるなかでとくに警察資材つまり催涙物質について特別に言及し、催涙物質はもっぱら化学戦争に使用される物質の範疇に含まれるものではなく、原則として平戦両用の化学生産物であり、また催涙ガス使用のための特別の装置は存在しない、と答えている。従って、その生産、輸入、所有の量を警察用に限るために制限することはすべて実際の価値はないといい、その他の方法で催涙物質の取扱いを規制する可能性については、催涙ガスを使用しようとする国家の常設軍縮委員会への通告義務をあげている。すなわち、催涙ガスを使用する国家は同委員会に対して、使用される物質、用いられる装置およびその数量を報告し、同委員会は右の武器と警察の要求の間に不均衡がないかどうかを検討する、というものである。

第二部化学戦（準備）禁止の監視の個所でも、ピロッチ報告第三章に従って技術的観点から問題を分析しているが

一般に監視の実効性については悲観的である。同回答は監視方法として、生産報告による監視（第一章）、生産規制による監視（第二章）、生産の性質決定による監視（第三章）に分けて検討している。生産報告による監視としては統計の報告と工場視察による監視をあげているが、いずれも實際上効果的ではないとみる。生産規制による監視については、その一方法としての化学産出能力の制限という方法は困難で、また化学生産物の貯蔵量の制限という方法ももっぱら化学戦争に適した物質については可能だが、その他の物質については困難である、と判断している。また生産の性質決定による監視とは、化学戦争に生産物を使用する意図のある場合にそれを禁止することを意味するのだが各国のこの意図を探ることは困難だとする。ただ、もっぱら化学戦争のために使用される少量の生産物についてはおそらく監視が可能だとみるが、この監視の価値はきわめて限定されたものでしかない。

このように検討してみると、結局技術的観点から、準備禁止の監視をすることは多くの場合実際の効果がない。そこで同特別委員会は最後に監視に関する提案として、(1)化学戦の準備は私企業によりよく行なわれるから、その企業の属する国が責任を免れないようにするため、もっぱら化学戦争に適する物質の製造または取引はその国家の許可なしには許されないようにすることが望ましい、(2)各国の刑事立法により、禁止された戦争方法の準備を行なう者を処罰する規定を設ける、(3)（起草委員会の全会一致の提案ではないが）化学・細菌学戦争の準備のための仕事に従事する者に一種の汚名（それにはその職業の実行禁止を含む）を着せる、という点をあげている。

第四部細菌学戦準備禁止の問題はピロッチ報告が特別に何も言及していない点である。特別委員会回答はこの個所で細菌学戦準備禁止が果して可能かという質問に否定的に答えてその理由をいくつかあげている。(1)まず、細菌学的戦争方法の問題は化学兵器の問題と異なり現実の経験から知られるのではなく、全く仮定に基づいている。実験室から自然環境に故意に移された病原菌の行動は實際上知られていないが、そのような戦争方法が可能であることは認めねばならない。そしてこのような推測から可能な防禦方法を引き出そうとする。(2)公衆衛生のよく発達した国では細

菌学的戦争方法を抑えうる見込みはあるが、適切な衛生機関もすべての伝染病を完全に抑圧しうる保証はなく、一度伝染病が発生すれば重大な危険状態に陥るであろうことに注意せねばならない。(3)細菌学研究を効果的に監視することは現在のところできない。伝染病を発生せしめうるような有毒バクテリアはすべての細菌学研究所や伝染病病院で見出される。(4)常設軍縮委員会は細菌学戦争の危険のあることを見失ってはならない。

要するに細菌学兵器については、準備禁止およびその監視を行なうことは実際上不可能であることを指摘しているのである。細菌学戦争はまだ仮定のこととはいえもしそのような戦争が起れば、公衆衛生によっては完全には防げず、また細菌学戦準備禁止を監視する方法もないという全く悲観的な判断を下している。

最後に英国案はこの問題についてもピロッチ報告を骨子とし、右特別委員会回答に基づいて、第四部化学戦争、第二、第三節中に次のように条文の形で規定した。<sup>(15)</sup>

「第二節 化学・焼夷または細菌学的戦争方法の準備の禁止

第五条 化学・焼夷または細菌学的戦争方法の準備はすべて平時においても戦時においても禁止される。

第五二条 右の一般的禁止を実施するためとくに次のことが禁止される。

(一) もっぱら化学または焼夷戦争方法に適した装置または物質を製造、輸出入または所有すること。

防禦のための実験、治療研究および実験作業のために必要な化学物質の量は例外とする。締約国は右防禦実験に必要な物質の量を常設軍縮委員会に報告する。これらの物質の製造および取引は政府の許可なしに行なわれてはならない。

(二) 平和的目的にも軍事的目的にも適した装置または物質を、第四八条(化学兵器使用禁止)による禁止に違反した使用の意図をもって製造、輸出入または所有すること。

(三) 化学・焼夷または細菌学兵器とそれらの戦争手段の使用のために軍隊を教育または訓練すること。また、その

管轄権内において右の目的をもった教育または訓練を許可すること。

第五三条 第五一条、第五二条の規定は、化学・焼夷または細菌学兵器の効果に対する個別的または集団的防護をもつばら確保するための資材および施設に関する、また該兵器の効果に対する個別的または集団的防護のための訓練に関する、締約当事者の自由を制限するものではない。

第五四条 締約当事者は警察行動のため当局による使用に当てられる催涙物質とその使用のためのさまざまな装置および数量を常設軍縮委員会に報告しなければならない。

第三節 化学・焼夷または細菌学的戦争方法の準備禁止遵守の監視

第五五条 常設軍縮委員会は、化学・焼夷または細菌学戦争の準備の禁止が犯されたと主張するいかなる当事者により提起される申立てをも検討しなければならない。」

軍縮会議での化学・細菌学戦問題の最終到達点を示すこの英国案も、化学・細菌学兵器の準備禁止という一般原則を掲げるものの、条文中に多くの制限や例外を設け実際にはきわめて不完全な軍縮案である。また英国案は準備禁止の監視についても特別委員会の悲観的見解を反映してか、わずか一條の簡単な条文で常設軍縮委員会に対する申立てを認めるにすぎず、監視の具体的方法については何ら規定していない。

右に検討してきた化学・細菌学軍縮のためのさまざまな努力——結局は結実するに至らなかったが——を総括し、その到達点と限界を探ってみれば、次のようにいうことができよう。

最初に述べたように化学軍縮の第一の困難な点は化学工業のカメレオンの性質にあった。この性質を認識したうえで、化学工業の平和利用を認めながらいかにして化学軍縮を実行して行くかという点に努力が注がれた。その到達点ともいうべき英国案は、右の困難性を認識しながら、なお化学軍縮を少しでも実現させるために、もっぱら化学戦争

に適した装置や物質と平和目的および戦争目的の両者に利用しうる装置や物質とに分類し、前者についてはその製造輸出入、所有の禁止、また後者については化学戦争に使用の意図をもった製造、輸出入、所有の禁止を規定した。だから平戦両用の装置や物質については締約国の意図というヴェルサイユ条約以来とられてきた主観的基準に基づくことになり、カメレオン性による困難さは解決されずに残り、従って準備禁止の実際効果は大いに減殺されることになる。また、もっぱら化学戦争に用いられる装置や物質についても、防禦実験に必要な数量は準備禁止の例外とされ従ってこの禁止も完全ではない。さらに細菌学的戦争方法については、ピロッチ報告にせよ英国案にせよ、その準備禁止は一般原則として主張されているのだが、化学兵器の場合のように細菌学兵器にもっぱら使用される物質か否かといった点から詳しく分類して規定することもできず、詳細な準備禁止規定は不可能として放棄された感がある。英国案の到達した化学・細菌学兵器準備禁止もそれを監視する制度が確立していなければ、その効果がますます薄くなることは明らかである。その点はピロッチ報告でも指摘され、特別委員会回答でも検討されたが、工場視察などの形態をとる監視そのものがとくに平戦両用の化学物質についてはほとんど効果的になしえず、たとえ監視がなされても逆に産業スパイの危険など国家間の摩擦を増大するだけであるという結論に達し、英国案ではただ準備禁止が遵守されていない疑いのある場合の申立てを受付ける機関のみを規定するに留まった。このように全体的に見れば化学・細菌学軍縮の困難性のカベはきわめて厚く、一度も真に実効的な準備禁止案を作成することさえできなかった。

右のようにきわめて不完全な化学・細菌学軍縮案にしか到達できなかった主たる原因はたしかに化学・細菌学兵器そのもの特殊性、とくに前者を製造する化学工業のカメレオンの性質にあるといえるのだが、さらにそれに拍車をかけたのは第一次大戦後の主たる化学工業国の思惑により化学軍縮のための熱意が失われつつあったことによると思われる。たとえば、すでに述べたように当時ドイツにつぐ染料工業国になっていた米国は軍縮會議準備委員会や軍縮會議では化学戦問題にほとんど関心を示さなくなっただけでなく、諸提案に対し消極的見解を示しはじめた。準備委



員会でベルギー、ポーランドなど小国委員の示した化学・細菌学的戦争方法準備禁止に関する提案に対して、米国代表はその特殊事情から連邦政府には右の禁止を各州に遵守させる権限がないと弁明した。<sup>(20)</sup> また軍縮会議では英国案をめぐる議論中、米国代表は、第五四条（催涙物質の常設軍縮委員会への報告義務）につき、「警察目的の催涙ガスの使用はきわめて広汎である。米国の約三五〇の銀行がギャングによる攻撃に対抗するためガス装置を備えている。ガスはまた正金輸送用装甲自動車に装備され、市、州、連邦警察により使用されている。だからこれに関する情報の提供が第五四条に従って条約上の義務とされるなら、米国は全くそれを履行することができない」と述べた。<sup>(21)</sup> また化学軍縮問題にかなり積極的な発言をしていた英国、フランス、日本なども他面では毒ガス研究所の設置やガス製造に力を注ぎつつあった。<sup>(22)</sup> ヴェルサイユ条約により化学兵器所有を禁止されていたドイツも化学工業とくに染料工業が著しく回復発達し、再び他の諸国の脅威となりつつあった。その結果、準備委員会や軍縮会議では主として中小国が化学・細菌学軍縮問題に強い関心を示したが、各々その国内では化学戦準備を行ないつつある主要な化学工業国がこの問題の討議やその成立のためにどの程度真剣に取り組んだかかなり疑問は残る。

四 第二次大戦後には、化学・細菌学兵器のみを対象としたまたはそれらを中心とした軍縮案はなく、核軍備の廃止を主たる目的とする軍縮案中に化学・細菌学兵器なども含め、いわゆる大量破壊兵器やその運搬手段の撤廃という形がとられるようになった。これはもちろん第二次大戦後における軍備の重要性の比重が化学・細菌学兵器から核兵器に傾いたことを意味する。しかし、このことは化学・細菌学戦争の危険がなくなったことを示すのではなく、これらの兵器の軍縮の必要性と要求は依然として存在する。

すでに今日まで軍縮プランは米ソを中心として何度か提出されてきたが、一九五八年ソ連が国際連合総会に提出した「全面的完全軍縮に関するソ連政府宣言」（いわゆるフルシチョフ提案）<sup>(23)</sup> においてはじめて、「全面的完全軍縮プログラム」に含まれねばならない措置の中に「化学および細菌学的戦争方法の生産、所有および貯蔵の禁止、ならび

にそれらと類似の兵器の貯蔵物の破壊」が掲げられた。また一九六一年九月米ソ両国の発表した共同声明（正確には「軍縮交渉のための合意に達した原則についての共同声明」<sup>(24)</sup>）は完全軍縮プログラム中に含まれねばならない規定として「核兵器、化学兵器、細菌学兵器およびその他の大量破壊兵器のすべての貯蔵分の廃棄およびそれらの兵器の生産停止」、「大量破壊兵器のすべての運搬手段の廃棄」をあげている。その後米ソ両国がそれぞれ発表した軍縮案<sup>(25)</sup>にも同様にあるいはさらに詳細に化学・細菌学軍縮の段階的プランが示されている。

このように第二次大戦後提出されてきた化学・細菌学軍縮のプランはもしそれがそのまま実現されれば第二次大戦前の軍縮案（英国案）に比べより完全なものではあるが、まだ一國または二國の主張に留まっており国際会議での審議を経たものではなく、果してその実現の可能性があるかどうかが問題である。なぜなら、第二次大戦後も主要国は化学・細菌学兵器の研究・生産を秘密裡に勢力的に続けていることのほかに、第二次大戦前の化学軍縮の討議の際あれほど指摘された化学工業のカメレオンの性質に基づく軍縮の困難性についての配慮が第二次大戦後のいくつかの軍縮案には欠けているように思えるからである。現在の化学工業は以前にも増して巨大化・複雑化し、それを何らかの国際管理機関が完全に監視することは全く不可能であろうし、さらに細菌学兵器はいまや現実化し、この軍縮管理もほとんど不可能に近いと考えられる。第一次大戦後の化学軍縮のための運動の遭遇した困難性が未解決のまま現在にまで引継がれ、さらに現在の化学・細菌学の顕著な発達を考慮に入れれば、この困難さは以前に比べるかに増大しているとみななければならない。その意味で現在においてもこの未解決の問題をどう取扱うかについての検討が化学・細菌学軍縮を実現する前提としてまず第一に必要なとされるはずであろう。<sup>(26)</sup>

〔註〕

(一) たよんたよん Lefebure, *Chemical Warfare : the possibility of its control*, Transactions of the Grotius Society, vol. VII. 1922. pp. 153-166. Noelbaker, *Disarmament*, 1926 pp. 275-289. 参照。

(2) Eysinga, op. cit., pp. 333-335.

(3) 山下、前掲書九九頁参照。

(4) Eysinga, op. cit., p. 349. cf A History of the Peace Conference of Paris,] edited by H. W. V. Temperley, vol II. The settlement with Germany, 1920. p. 135.

(5) 同報告書は次のように述べている。「(c)付加的に戦用ガスを発見しうる研究は禁止も制限もまた監視もなされえない。(d)若干の戦用ガスの平時使用の増大のため、何らかの特定のガスの製造を制限することは不可能である。若干の代表は、適当な法によりあるガスの一定量の生産を制限しうることを考えた。大多数の意見はそのような禁止さえ実行不可能であるとした。」(Conference on the limitation of armament, Washington, 1922. op. cit., p. 730)

(6) Société des Nations, Journal Officiel, novembre-décembre 1920. pp. 39-40.

(7) Ibid. pp. 33-36.

(8) Rapport de la Commission temporaire mixte pour la réduction des armements, Société des Nations, Journal Officiel, supplément spécial No 26. Annexe I. 1924. p. 122.

(9) Société des Nations, Journal Officiel, Supplément spécial No 26. p. 84

(10) Eysinga, op. cit., p. 354. 山下、前掲書一二二頁参照。

(11) この化学戦委員会はガスの不使用、生産禁止、その生産のための実験や研究の禁止を定める国際協定が果して有効に成立しうるかどうかを検討するために国際法協会によって設置されたものである。同委員会の報告は、右の問題に肯定的に答える協定に多数の国は賛成するであろうという仮定に基づいて化学軍縮問題をかなり詳しく説明し、その内容を具体的に条文化(一一一〇)した。その主なものは次の通りである。

(一) 一切の毒性、窒息性ガスまたは類似の物質、液体(これらは以後戦用毒ガスと呼ぶ)を戦争において兵器として使用するためあるいは使用の意図をもって生産、製造または準備することは違法と宣言されかつ禁止される。

(二) 本諸条文中において戦用ガスとは、毒性または窒息性ガスとして戦争における使用のために生産、製造または準備される固体または液体の一切の化学物質および戦争に使用される毒ガスを生産しまたは開発する過程において、研究または実験のために生産、製造または使用される一切の物質または液体の産物をいう。

(三) 本諸条文中に定義される戦用毒ガスの生産、製造または準備をしようとする国家、あるいは右生産、製造

または準備を命令するかまたは奨励する国家は國際法に違反し、かつ連盟規約第一六条に規定する制裁に服すべきものとみなされる。

(四) 本諸条文中に定義される戦用毒ガスの生産、製造または準備をするかまたはしようとするすべての国のいかなる国民または国民の団体も戦争犯罪を犯し、裁判では戦争犯罪人として処罰される。本諸条文の下で国民または国民の団体に対してなされる訴追については、上級命令によるという抗弁は正当な弁明とはならない。

(五) 兵器としての毒ガスを含有し、噴出したまたは散布する一切の投射物または容器の製造またはその製造の企図は違法であり禁止される。

(六) 本諸条文中に掲げられた目的のいずれかのために、一切の工場、設備または機械を建造することは違法であり禁止される。

(七) 戦用毒ガスの使用または効果に関する実験を行なうためのいかなる施設の建設または使用も違法であり禁止される。

(八) 本諸条文において戦争犯罪を犯すいかなる国民も、國際刑事裁判所がその犯罪に値すると考える期間の禁錮または他の刑罰を同裁判所により言渡される。 (International Law Association, Report of the Thirty-First Conference Buenos Aires, 24th August-30th August 1922. vol I. pp. 206-207)

これらの規定の遵守をはかるため当然必要となるのは監視の機関であるが、同報告書は國際連盟の任命する國際専門機関を予定し、それが政府所有または私的工場施設の監視を行ない、協定が平時遵守される適切な保障を与えうると述べている (Ibid, p. 202)。また規定違反は國際犯罪と考えられ、違反者を処罰するための國際刑事裁判所の設立が予定されている (Ibid, p. 204)。もっともこのような監視機関および制裁機関の設置が果して実現可能かという問題は残るが、化学軍縮を有効に実現するためには是非このような機関の設置が必要であることがはっきり示されている点は注目していいであろう。さらにこの条文案案ではほとんどすべてのガスおよび類似の物質およびそれを使用するための一切の手段の生産、準備が禁止されているように思える点でもかなり完全な化学軍縮が予定されていることがわかる。もっとも条文案案(一)の文言に従えば、戦用ガスを戦争において使用しまたは使用の意図をもって生産、製造、準備することが禁止されるのであるから、結局各国の主観的判断に従うことになり、使用の意図がない場合にはいかなる毒ガス生産も禁止されていないような感じを与える。しかし、同報告書の中で毒ガスは主として二つのクラス、つまり(1)製品の生産における第一次的または中間的生産物のような化学工業で使用される物質(たとえばクロールリン、臭素、フォスゲンなど)、(2)工業で使用されず戦時の攻撃用のみ製

造される物質（たとえばマスタードガス、アクロレイン、若干の砒素化合物など）に區別され（*Ibid.*, pp. 203-204）第一のクラスの物質はそれが生産されれば当然戦争に使用する意図のあるものと考へうる（しかも十分な監視の下ではその使用しうる量の生産は探知を免れないと同報告はいう）から、結局各国の主観的判断に従わざるをえないのは第一のクラスの普通の化学工業で使用される物質についてである。従つてこの条文草案においても化学工業のカメレオンの性質に基づく毒ガス生産禁止の困難性は依然残るのであり、この点でこの化学軍縮は完全どころかかなり致命的にさえなりかねない。とはいへ全体としてみれば当時としてはかなり徹底した化学軍縮提案であつた。

(12) それぞれソ連、米国の質問。League of Nations, Documents of the preparatory commission for the disarmament conference, Series III, Official No. : C. 195. M. 74, 1929 IX, op. cit., pp. 53-54.

(13) 英国、日本の質問。 *Ibid.*, pp. 52-53.

(14) A分科委員会（軍事）、B分科委員会（非軍事）が化学戦問題の諮問事項について大要次のように答へた。平時使用される塩素、ホスゲンなどの化学製品の製造に用いられる工場はただちに毒ガス工場に変化しうるし、他の工場でも数時間から数カ月でガス工場に変更しうる。化学製品工場が毒ガス製造工場に利用されることを防止するいかなる提案も不可能である。（*Ibid.*, p. 63）

(15) ソ連提案、フランス提案はそれぞれ次のようである。（*Ibid.*, p. 64, p. 65）

ソ連提案——「(1)ガス議定書批准促進を訴ふる（略）。(2)準備委員会は右議定書に署名したすべての国家と交渉し、そしてそれに付加される次のような条文からなる補助議定書にそれらすべての国家が署名すべきことを提案する。

第一条 化学的侵略のための（戦争目的に使用されるすべての窒息性ガス、その発射のためのすべての装置、たとえばガス放射器、噴霧器、気球、火炎放射器および他の考案）そして細菌学的戦争方法のすべての方法および装置は、軍隊の使用中的のものであれ貯蔵中ののものであれまた製造中ののものであれ、本条約発効の日から三カ月以内に破壊されねばならない。

第二条 第一条に示された化学侵略または細菌学的戦争方法の手段の生産を行なう化学工業は本議定書発効のときから生産を停止する。

第三条 化学・細菌学的戦争方法の手段の製造に利用される企業においては、常設的労働管理が工場の労働者委員会によりまたは本議定書の対応条文の違反の可能性を制限するために各企業内で活動する労働組合の他の機関により、組織されねばならぬ。」

フランス代表は新しい第三、第四項を提案した。

「第三項 締約国はまた前二項に述べられた方法の戦争における使用のために、平時においていかなる準備も行なわれないことを約束し、そして条約が発効するや否やその領域で私人がそのような戦争方法の使用のための準備を行なうのを妨げる効果的手段をとることを約束する。」

第四項 さらに締約国は、化学・細菌学的戦争方法に利用可能な物質—それらが平時使用の有用性をもたぬかぎり—の、その領域における製造、輸入または輸出を妨げる効果的手段をとることを約束する。もしこれらの物質が平時通常の有益性をもつならば、締約国はこれらの物質の輸入、輸出または製造を商業的要求に制限することを約束する。」

(16) League of Nations, Conf. D. 142. op. cit., pp. 4-7.

(17) 化学戦特別委員会の監視活動は次のように説明されている。(b)特別委員会は各署名国の領域内にある化学物質の生産およびその領域内への輸入に関する統計のすべての資料を蒐集する。(c)この資料を特別委員会は十分に予備的に検討して、必要ならさらに関係諸国に他の資料の補足を求める。(d)署名国は右の資料から他国の領域内で製造されたはその領域に輸入される物質に関する説明を特別委員会に問い合わせることができる。同委員会は全く自由裁量でその問い合わせの予備審査を行なう。(e)同委員会はこの問題を常設(軍縮)委員会に付託するか否かを決定する。付託される場合、常設委員会は軍縮条約によって付与された権限の範囲内ですべての必要な手段をとる。(Ibid, pp. 5-7)

(18) Reply to the questionnaire submitted by the bureau to the special committee. League of Nations, Conf. D. 152. op. cit., pp. 5-14.

(19) Draft Convention submitted by the United Kingdom Delegation, League of Nations, Conf. D. 157. op. cit., pp. 2-3.

(20) 小国提案第三項(化学・細菌学的戦争方法の平時における準備の禁止)については、米国の連邦法(Federal Laws of the United States)により第三項の措置は各州の管轄権内にある問題であるから、この規定に米国は同意できないとした。また第四項(化学・細菌学戦争への使用を目的とした物質の製造、輸出入の禁止)についても、問題の物質の輸出入は連邦政府によって規則せらるゝが、その製造は各州によって監視せられ連邦政府は干渉しえなからと述べた。(League of Nations, Official No. : C. 195. M. 74. 1929 IX. op. cit., p. 68).

(21) League of Nations, Records of the Conference for the Reduction and Limitation of Armaments, Series B.

Minutes of the General Commission. vol II. 1933. p. 569.

(22) 三岐、前掲書九六三頁参照。

(23) Official Records of the General Assembly, Fourteenth Session, Plenary Meetings, 79th meeting. 前田寿「軍縮交渉史」七一六頁以下参照。

(24) The United Nations and disarmament 1945-1965. op. cit., p. 87.

(25) 右の米ソ共同宣言の五日後ケネディー米国大統領は新しい軍縮案（「軍縮に関する宣言—平和な世界における全面的完全軍縮のための米国のプログラム」）を提出したが、それは三段階制の軍備全廃を提唱し、その第一段階で「化学・生物学および放射線兵器に関する専門家委員会は、それらの兵器の検証を伴う縮少、その貯蔵分の終局的な廃棄およびそれらの兵器の生産停止を達成する可能性と手段とを検討する」と述べ、第二段階で「化学・生物学および放射線兵器の生産停止、その現存貯蔵分の漸進的縮少ならびにその過剰分の破壊または平和的利用への転換（前記の専門家委員会の検討の結果に基づく）」をあげている（前田、節掲書七五二—七五三頁）。

また、一九六二年三月一五日ソ連が一八カ国軍縮委員会に提出した「厳格な国際管理による全面完全軍縮条約案」は全面完全軍縮の第二段階として、第五章（核兵器、化学兵器、生物学兵器および放射線兵器の廃止。これらの措置に対する管理）第二三条で化学・生物学放射線兵器およびその発射手段の廃止を次のように規定している。

(一) 諸国の軍備から、軍隊にあると各種の倉庫、貯蔵所にあるとを問わずあらゆる種類の化学兵器、生物学兵器および放射線兵器を撤去し廃棄する。同時にこの種の兵器の軍事的利用のためのあらゆる用具と手段、この種の兵器のための専用輸送手段およびこの種の兵器の貯蔵・保管用のあらゆる特殊施設および装置は廃棄される。

(二) あらゆる種類の化学兵器、生物学兵器、放射線兵器ならびにこれらの兵器の軍事的利用、運搬および貯蔵用のあらゆる手段および装置の生産は完全に停止される。この種の兵器の生産に全面的にまたは部分的に従事している企業、施設および研究はすべて廃棄されるかまたは平和的的の生産に切換えられる。

(三) 第一項および第二項の諸措置は、「国際軍縮機関の査察官の管理の下に実施される。」（The United Nations and Disarmament, op. cit., p. 252）

またさらに一九六二年四月一八日に同じく一八カ国軍縮委員会に提出された米国案は三段階による軍縮を提唱したが、その第一段階「A兵器」、「4付加的措置」の中で「条約の締約国は、第二および第三段階で大量破壊の化学および生物学兵器

の生産と貯蔵の削減ならびに終局的廃棄を実現するための手段に関して、未解決の問題を検討することに同意する。この検討に関連して、条約締約国は大量破壊の化学および生物学兵器の取扱いについて協定する」とし、第二段階では「A兵器」の項の「5付加的措置」の中に化学・細菌学軍縮を次のように規定する。

「(a)大量破壊の化学・生物学兵器の生産と貯蔵の削減および終局的廃棄を実現するための手段について、第一段階で行なわれた検討の結果に照らし、条約締約国はそれらの兵器に関して次の措置をとる。

(一) 大量破壊の化学・生物学兵器のすべての生産と野外実験の禁止

(二) 大量破壊の化学・生物学兵器の貯蔵量を合意された類型別に第二段階開始時に存在する量の五〇パーセント減の水準にまで削減

(三) 大量破壊の化学・生物学兵器の生産または野外実験に使用されるあらゆる施設の解体または平和利用への転換。

(b)前述の措置は合意された順序に従い、条約付属書に定められた取極を通じて実施される。

(c)検証に関して付属書に定められた取極に従って、国際軍縮機関は前述の措置を検証し、化学・生物学兵器の保有水準が合意された水準を超えないことおよび前述の制限の対象となる活動が申告されない場所で行なわれないことを保証する。」

そして第三段階で「条約締約国は第二段階終了時に保有していたすべての兵器を廃棄する。」(Ibid, pp. 266, 277, 281.)

(26) なお、一九六八年一月九日、「化学・生物学兵器の脅威と影響」を研究するための専門家グループの任命と報告書の提出をウ・タント事務総長に要請する決議案が国連総会第一(政治)委員会に提出され、一月一〇日採択された(賛成一二二、反対なし、棄権一)。この決議案は事務総長が一九六八年年次報告序文で述べた「化学・細菌学兵器が使用された場合の影響について調査するため、事務総長に対して専門家グループを任命するよう求めた一八カ国軍縮委員会による総会への勧告を歓迎する」(Introduction to the Annual Report of the Secretary General on the Work of the Organization, 16 June 1967-15 June 1968, p. 7)とどう発言に基づいて出されたものである。(朝日新聞、昭和四三年一月二一日、一月二二日付参照)専門家グループの報告書はただちに化学・細菌学軍縮につながるものではないであろうが、これらの戦争方法の効果や影響、それに対する防止方法などが改めて研究されれば、化学・細菌学軍縮の必要性と困難性がよりはっきり認識されるであろうし、その解決方法も研究されるようになるであろう。(つづく)